

第百二回 参議院大蔵委員会會議録第十三号

昭和六十年五月二十三日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十三日

辞任

矢野俊比古君

補欠選任

前島英三郎君

四月二十四日

辞任

志村 哲良君

補欠選任

岩動 道行君

藤田 栄君

福岡日出磨君

前島英三郎君

矢野俊比古君

吉村 真事君

藤野 賢二君

四月二十五日

辞任

栗林 卓司君

補欠選任

小西 博行君

四月二十六日

辞任

小西 博行君

補欠選任

栗林 卓司君

五月十五日

辞任

下条進一郎君

補欠選任

鳩山威一郎君

五月二十一日

辞任

鳩山威一郎君

補欠選任

下条進一郎君

倉田 寛之君

安井 謙君

藤野 賢二君

中西 一郎君

吉川 博君

夏目 忠雄君

五月二十二日

辞任

中西 一郎君

補欠選任

藤野 賢二君

夏目 忠雄君

吉川 博君

安井 謙君

倉田 寛之君

五月二十三日

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

出席者

赤桐 操君

野田 哲君

補欠選任

藤井 裕久君

伊江 朝雄君

大坪健一郎君

藤井 孝男君

竹田 四郎君

桑名 義治君

梶木 又三君

倉田 寛之君

下条進一郎君

中村 太郎君

福岡日出磨君

藤野 賢二君

宮島 晃君

矢野俊比古君

吉川 博君

赤桐 操君

大木 正吾君

鈴木 和美君

近藤 忠孝君

青木 茂君

野末 陳平君

竹下 登君

清水 湛君

稲葉 威雄君

批杷田泰助君

大蔵政務次官

大蔵大臣官房総務審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

うであります。

こういふふうに再度下方修正されたということは、日本に対する影響というようなものもいろいろ出てくるだらうと思いますし、それに対する日本の対応というようなものも急がれるだらう、こういうふうにありますけれども、少なくとも四月の対外経済対策を決めるときには、この数字というものは予想をしていたんですか、いなかったんですか。その辺もあわせてひとつお答えをいただきたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) アメリカの経済成長率が
○・七%ということでありませう。

したがって、おととい、恐らく夜中あたりに見直したものが出来るだろうという予測をしておりまして、それも若干下降傾向のものが出来るだろうと思っておりましたが、私の個人的感懐からいうと、〇・七というと、ちょっと思っておったよりも余計減速した、こんな素直な感じを受けたことも事実でございます。しかしその後、きのうずっとアメリカを初めいろいろな情報を収集してまいりますと、八五年の米國經濟について、このまま失

速するといふ見方は少なくて、むしろいわゆるソフトランディングという一つのあらわれと見た方がいいのじゃないか。特に第二・四半期以降は再び緩やかながらも安定した成長が継続していくのじゃないかというような情報の方が多く入つておるといふ状態でした。私もリセッションというようなことの心配ということもきのうちちょっと衆議院で答弁していましたが、その後の情報をとつてみますと、皆グロースリセッション、こういうふうな表現をしておりますので、私が直感的に抱いたよりは、第二・四半期以降再び緩やかながら安定成長が持続するといふ見方の方が強いようです。

幅に増加するなどの国内民間需要中心の自律的拡大局面にありますので、今後につきましても、物価の安定と企業収益の好調など景気拡大を支える条件は維持されると見られるというふうに考えるわけであります。

したが、いまして、四月九日の対外経済のときにも発表しておりますが、可能な限り早くいゝゆるる市場開放の問題、もう一つ内需拡大の問題がございますので、それらのデレギュレーションなんかについて行革審でどうも七月ごろまでに総点検したのも出していただく。河本特命大臣を中心にしてそれを可能な限り早く実現に移すことによつて内需の拡大に対する、より効果をあらしめなければならぬ、こんな感じで受けとめておるわけでございます。

○竹田四郎君 そんなに第二・四半期から下がないといふかなりの確信が、おありのようなんですけれども、それはどういふ内容で、そういふふうにおっしゃっているのか、その根源を少し御説明していただかないといけないのではないだろうかと思ふんです。

○政府委員(北村泰二君) アメリカの経済成長率につきまして、内容を、若干今回の発表の中身を分析させていただきますと、いわゆる国内の需要という面で個人消費が、個人所得の伸びあるいは消費性向の増大といったようなことを背景にいたしました、かなり力強く拡大基調が続いているということが読み取れるわけでございます。

それから住宅投資につきましても、住宅ローン金利の低下といったようなことを契機といたしまして、若干回復ぎみに推移しているという面が見られるわけでございます。

それから設備投資は、八四年の第四・四半期に比べますと若干伸び悩みが見られるわけでございますけれども、いずれにいたしましても国内の需要というのは伸びております。

一方、こういった〇・七％の年率といったような数字になりました原因は、やはり何といつても經常海外余剰が大きく足を引っ張っているわけで

ございまして、言いかえますと、ドル高によります輸入の急増あるいは輸出の減といったものが大々響いておりまして、いわゆる内需で見ますと三・九％の年率の成長に対し、外需三・二％ということでこれを何と申しますか、内需の伸びを大幅に相殺しちゃっているということでしょうか。姿になっているわけでございます。

したがって、こういった外需の動きというものにつきましましては、いわゆるドル高の傾向がどういうふうに続くかということも関連するかと思います。若干一時的な要因といったようなものもあるようでございますので、第二・四半期以降につきましてはこういったマイナス幅が若干縮小することも考えられるのじゃないかということと、それから先ほど申しましたような、国内

の最終需要が堅調だということとあわせて考えますと、先ほど大臣からお答え申し上げましたように、全体としてアメリカの経済の基本的な姿というものが、非常に何と申しますか、悲観的な姿になっているところまでは申し上げられない、むしろ、従来から考えておりましたような安定的な成長にソフトランディングしていくという見方がかなり多いというふうに私どもも承知しているわけでございます。

と、おっしゃるほどそう第二・四半期が安定成長ということじゃなくて、まだこの下り方というのが直っていかない、平らなカーブになっていらないんじゃないかという気がするんです。

どうも今の審議官のお話ですと、私ちよつと、さようでございますかというふうにな納得し切れない面がありますけれども、これは論争したところでしょうかありませんからこの程度にします。

その点には最終的には、高金利とドル高の問題、これが改善をされるかされないか、この辺というのがやっぱり基本的な問題ではないだろうかとは考えます。

今度公定歩合が〇・五下がつて七・五ということになりましたし、一般的にアメリカの金利もどちらかというところ下降方向に動いているというふうにも見てよいと思うわけでありませうけれども、これは一体どう考えるべきなのか。アメリカの金利が、下がつていくその象徴である。一部の説によると、さらに公定歩合をもう一回下げようという動きもなきにしもあらずという報道もあるわけですが、それがずっと下がつていくということに

となりまゝと、アメリカの恐らくドル高が修正されて、日本との関係では円高方向へと基調がそちらへ進んでいくということになりますと、アメリカの輸入というものが少なくなるし、日本にとってはアメリカへの輸出というものが恐らく減っていくだろう。

そうすれば、アメリカ自体、今おっしやられた

個人消費の好調さというものがアメリカ経済の内部を動かしていく、こういう循環になるだろうと私は思いますけれども、一体公定歩合の方向はどういう方向に進むというふうにお考えなのか。どうでしょうか。

○政府委員（北村泰二君） アメリカの公定歩合が〇・五％引き下げられたわけでございますけれども、今回の公定歩合の引き下げの背景と申し上げます理由といったことを考えてみますと、一つは、ドル高と輸入の増大ということにより生産が横ばいを続けているということが着目されているとい

うことが、一番大きなことだと思ひます。しかもその背景としてさらに、物価が安定していること、あるいは通貨供給量の伸びが落ちついていること、それから全体として市場金利がこのところ低下きみであるといったようなことを背景に、今回の公定歩合の引き下げが行われたというふうに承知しているわけでございます。

こういった基本的な姿、背景と申しますか姿は、今後も続いていくものと思ひますけれども、お尋ねのようにアメリカの公定歩合が再度引き下げられるかどうかというようになことに付いて、もちろんお答えできる立場にはないわけでございますけれども、アメリカの中においてこういったことについてどういふふうに見ているかということをお話しさせていただきますと、やはり今後ともこういった金利の低下が続くのではないかとといった見方と、実は金利がまたさらに反発していくのではないかとという見方と、やはり見方が両方あるわけでございます。

ただいま申し上げましたように、金利が低下していくという見方は、第一、四半期のただいま申し上げましたようなアメリカの国内の景気の鈍化ということが続いているという認識の上で、さらに景気の後退といったようなことを回避する必要があるのではないかということで、金融政策当局からもう一段の金融緩和といったような措置がとられるのではないかという見方もあるわけでございます。しかしながら、一方ではやはり、金利の低下、金融の緩和といったことがインフレの再燃ということと結びつくおそれはないだろうか、恐らく金融政策当局はこれ以上引き下げを行うということはないのではないかといったような見方もあるわけでございます。当面金利の局面というのは、公定歩合の引き下げ、それに伴うプライムレートの引き下げといったようなことで、当面は金利は低下きみに推移するのではないかと見ておりますけれども、さらにもう一步突っ込みましてその先をどう見るかということについては、見方が分かれているということでございます。

して、非常にその点はこれから私もよく分析し、注意していかなくてはならない問題かと考えております。

○竹田四郎君 大蔵大臣、いづれにしても、二つの見方があるということではありましても、日本経済に対するアメリカ経済のあり方というものは、恐らく今までのようなアメリカに向けて輸出が拡大をしていく、上り坂になっていくという状態は、私はないだろうと思ひます。あるいは今のままを続けていく、あるいは下がるという状況の方があると思ひます。

ところが、今までの日本経済というのは、アメリカを中心とする輸出主導型の経済であつたと思ひます。それから、先ほどもいふ通り、日本の国内の民間設備が拡大局面にある、こうおっしゃられるのですが、私は必ずしもそういう国内要因によつての設備投資というのではなしに、むしろそうした外需に引張られた設備投資的な要因が多いと見ています。おっしゃられるように本国内に需要が拡大していくという、そういう条件が整っているのならそれでいいと思ひますけれども、国内でも民間の設備投資だけでふえる部分というのは大したことはございませんからね。やっぱり民間の消費というものが一番大きいわけでありまして、これだとしても、伸びてはいるけれども全体から見ると非常に伸びてはいる伸び方だということを考えてみますと、やはりこの辺で何らかのことは考えてみないと、やはりこのたわけでありまして、国内に伸びてはいる伸び手を打っていかねばならない問題が幾つかスビードを速めて出てきたのではないだろうか、こういうふうにも思ひます。

それを言いますと恐らく大蔵大臣は、民間活力によつてとこうおっしゃられると思ひますが、しかし、民間活力でやられる部分というのはこれはそうたくさんできるわけではないのでありまして、特にそういうようなアメリカの景気が急速に伸びていくという状態でないだけに、民間活力というのも非常に無理だらうし、資金的にもそう民間活力で十分に資金があるというふうには、金融全体は緩んでいるにしても、そういうことをやっていくだけの力というものはそうたくさんない、こう思ひます。

間接的に十分資金があるというふうには、金融全体は緩んでいるにしても、そういうことをやっていくだけの力というものはそうたくさんない、こう思ひます。

○大蔵大臣(竹下登君) きょうも、その後のいろいろな情報が入る前でございますけれども、やっぱり内需振興というのをこれだけこの間の対外経済政策の中で打ち出して、それをより確実、よりスピードアップしなさいかぬな、こういう印象を持っておりまして、が、後の各方面の情報をとつてみますと、私が少し思ひ込んでおったかな、素直にそんな感じがしないわけでもありません。

しかしやっぱりそれは、今、設備投資に関する見方で、私も輸出に引張られた設備投資であつたというふうには思ひますが、今日の時点で見ますと必ずしもそうなっておりません。技術革新の進展のものと、ハイテク関連とか研究開発投資、広範な業種にわたるそういう設備投資が行われてきております。しかし、ハイテクにしたところで、結果としては輸出じゃないか。ところがこれを見ますと、国内の需要もまた、まあいいから売れるといえどもそれまででございますけれども、目いっぱい設備投資をする必要性があつた状態ではないか。そうしますと私も、今の設備投資というのは、必ずしも輸出だけに引張られたものではなく、広範な業種にわたるものがある、こういう印象で見えております。

それからもう一つは住宅投資、今御指摘のありましたように、五十五年度以来の年百二十万戸台の着工が続いておる。回復の兆しが見える。それから個人消費ですが、緩やかな増加を続けておるといふ御指摘のとおりでございますけれども、ちょっと私も、おとといの会議で、これからもう少し分析してみなきやしませんのは、いわゆる年末以降のレジヤ支店とそれから百貨店売

り上げが好転する様相にございます。物価は大変落ちついておるわけでございますから、今後とも着実に伸びていくのじゃないか。

なぜ私がもう一度分析してみなきやいかぬなと思つたかという端的な理由は、従来私どもはさか不勉強でしたから、昭和五十三年ぐらゐの統計で私は、連休になると日本人は三千万人も旅する国民だといふようなことを言つておりましたら、六千二百三十万人ですか、この間の連休の人出でございますけれども、で、それらがどういふことなのか、やっぱり消費が堅調に伸びていく一つの理由なのか、あるいは所得もまた着実に増加傾向にあるというふうに見えるべきなのか。これは連休だけの数字をとらえての私の感じでございますので、余りにも近いところにありますから、それはもう少し時間をかけて見なきやいかぬ問題でございますけれども、そういう点については個人消費というものも確かに堅調だと見ていいんじゃないかな、こんな感じがしております。

しかし、私も、きのうもちょっとお答えしましたように、心の一部には、河本さんのところでこれから、行革審で七十項目でございますか点検してもらつておるやつを早く出してもらつて、あれを早く実行に移すようなことはしなきやならぬなという気持ちには十分でございますけれども、ちょっと、最初〇・七というところから私が感じたものと、その後とつた情報と、また部内で勉強したのとで、少しく、その影響に対する瞬間的な感じよりは、楽観という言葉はいけません、もう少し落ちついて見た方がいいな、こういう感じになつておることは事実でございます。

○竹田四郎君 そうすると、さっきの私の質問に対してちょっとお答えがすれ違つておるような気がするんですが、〇・五%の公定歩合の引き下げと、さらに〇・七%への経済成長のダウンといふものと、もう少し私も円高になるんじゃないのかなという気が実はしたわけですが、しかしあんまりこれ円高にならないで二百五十円近辺をうろついているという感じなんですが、こうい

うものは一体どういうふうに見たらいいんでしょ
うか。やっぱり今のうちにアメリカ経済が強い、
そういうふうな、やがて繁栄していくというふう
に見たらいいのか、あるいは若干ここで戸惑って
いるというふうに見たらいいのか、その辺の見方
というのはどういうふうにごらんになっておりま
すか。

○国務大臣(竹下登) これは後ほどプロの答弁
をさせていただきますが、一昨々日二百四十九
円台になりましたときに、ああ、やっぱり若干な
がら影響が出てくるという印象を受けておりま
したが、また二百五十円台。きょうの寄りつきが
二百五十一円三十銭でございますから、私が一昨
昨日思っておった方向には来ていないんです。こ
れは今竹田さんの御指摘の問題もございま
しょうし、やっぱり〇・五の公定歩合は織り込み
済みであつたというふうに理解した方がより正確
なかな、こう思っております。しかし、いづれ
にせよ、成長率なんかソフトランディングであ
ろうとダウンするわけでございますから、総体的
なファンダメンタルズから見れば、なお円高基調
が私は期待できるんじゃないかなというふうに見
ております。

いまま少し、プロの答弁をさせます。

○政府委員(行天豊雄) ドル相場のこと数日の
動きでございますが、大臣が申されましたとおり
一時二百四十九円台までドル高の修正が進んだの
でございますが、率直に申しますと、第一、四半
期のGNPの数字につきまして、アメリカ国内で
もいろいろ予測と申しますか、思惑があつたよう
でございます。

その中には、むしろ下方修正の幅が相当大きい
のじゃないか、中には、これは極端な意見でござ
いましてけれども、マイナス成長になるのじゃな
いかというふうな意見すらあつたようでございます
す。したがって、二百四十九円台になりました
ときの市場のムードと申しますか、かなり先行
きについての悲観論があつて、それを織り込ん
だという面が多少あつたのではないかと、今にな

つて思いますとそういう感じがいたします。

したがって、その〇・七という数字は、こ
れは下方修正でございますし、我々とするところ
ばりスローダウンをしておつたという感じではご
ざいましてけれども、マーケットの中にはむしろ、
マイナス成長だと思つておつたのがわずかで
はあるけれどもプラスにとどまつたという感じで
あるとか、あるいは先ほど大臣も申されたよう
に、第一、四半期はともかくといたしまして、特
に第三、四半期、年後半以降はやはり成長率は少
し高まるだろうという感じは依然として強く残つ
ておるようでございますので、そんなことから、
ドル相場についての影響は、実際に〇・七の数字
が発表された時点では余りドル高の修正が進まな
かつたということになつたのではないかと、この
うに感じております。

○竹田四郎君 こういう事態になつて、アメリカ
から、今までの例の対外経済政策の前のような市
場開放あるいは貿易黒字に対する批判というよう
なものも果たしてどうあらわれてくるかわかりま
せんけれども、余りいい話は恐らくないだろうと
いうふうに私は思います。

この問題はどの程度にいたしまして、サミット
関係について若干お伺いをしたいと思いま
す。

今度のサミットの、特に経済宣言の中で、「成
長及び雇用」の項の中に、大体二つに分けられ
て、一般論と各国の分担というものがあつたわけ
でありますけれども、この関係というのはどうい
うふうに理解したらいいんでしょうか。これは、
後のいろいろな各国の政策がどうあらわれてくるか
という立場から私はそういうものを知っておかな
ければいけない、こう思うわけでありまして、
初めの一般論としては、インフレ鎮静化の手段
としての物価安定とか、金利の低下とか、投資の
拡大とか、節度ある財政金融政策の実施とか、あ
るいは財政赤字の削減とか、公共支出の割合の
削減とか、こういう一般論がずっと述べられて
おります。その次については、各国がどうしろこ

うしろというように書いてありまして、私
一々それは申し上げませんけれども、その中で
は、日本については、市場機能の強化とか、ある
いは金融市場のデレギュレーションとか、ある
いは円国際的な役割とか、市場アクセスの改善
だとか、輸入の増加とか、そういうような項目が
並べられておるわけでありまして、この一般的な
総括論といふんですか、それと、日本の負うべき
任務といふんですか、そういうものは、どうい
う関係で、プロセスでできたのかということをお
聞きしたいんです。

例えば日本の役割というのは、中曽根さんなり
あるいは安倍外務大臣なりあるいは大蔵大臣なり
が、日本はこういうことやりますよ、ああそう
すかというように決まつたのか。あるいは、
は、各国との議論の中で、日本はこれをしてもら
うにや困る、じゃやりますよというように形に
なつたのか、その辺を特に私はお聞きしておき
たいと思ふんです。

○国務大臣(竹下登) 総論につきましては大
体、特にウィリアムズバーク・サミット以来各国
が、これはOECD、IMFの場等もそういう方
向であります。先進国がお互いサーベランス
をやろう、相互監視と言ふとちよつと言葉はきつ
うございましてけれども、サーベランスをやつて
可能な限り先進各国はコンバージェンス、こう言
つておりますが、調和のとれた経済政策をやろう
や、似たようなこと、似たようなことをやろうと
言ふとちよつと言葉が下世話になり過ぎますが、
そういう空気がずっと続いてきておるわけござ
います。したがって、総論というものは私は、お
読みいただけるようなところが大体最大公約教に
なつてきたものだといふふうに御理解をいただ
ければいいんじゃないかなと思ひます。ただ、イ
ンフレなき持続的成長に雇用を特につけますの
は、これはやっぱり日本以外の、なかなしくヨー
ロッパの高失業率がありますから、どうしてもそ
の言葉はついてまいります。日本にとつても悪い
ことじゃございませぬけれども、特に強調される

点はやヨーロッパの諸君の考え方雇用の方へ余計
傾斜がかかつていく、こういうことであります。
そこで、ウィリアムズバーク・サミット、サミ
ットだけで見ますとその次ロンドン・サミットが
あり、そして本来もともとは経済サミットでござ
いますから、今ちよつと政治サミットの色が濃く
なつておりますけれども、そうして我々の十カ国
蔵相会議、五カ国蔵相会議、こういうようなもの
が一連して続いておりますから、よくほかの人に
何か通貨マフィアなんかが集まつていふと言われ
るぐらい集まる回数も多いのですが、その中でお
互いの政策批判と申しますか、そういうことはし
よつちゅうやっておるという環境が一つございま
す。それから、今度はボン・サミットだけを見て
みますと、最初は必ずしもそうでなかつたかと思
うんですが、今はそれこそ、それに至りますOE
CD閣僚理事会、IMF暫定委員会、それからサ
ミットの準備会合といふのが、実に濃密な協議を
進めてきておりますので、ちよつと我々大蔵大臣
同士が朝、昼、晩、飯を食ひながら話し合ひをす
ると同じようなペースに準備会合の方もなつてき
ておりますので、したがって私も初めから、新聞
論調で日本が袋だたきになるのではないかと、
いろいろな論調がありましたが、それはないだろ
うと思つておりましたのは、平素余りにも会い過ぎ
るぐらい会つておりますから、揚げ足取りとか非
難中傷の場になる雰囲気にはないわけございま
す。

したがってこの問題は、たび重なる議論の中で
結果としてはそれぞれの方から抱えている問
題点を出した。それは要求されたものではない。
それぞれの問題点を各国が出すことによつて、こ
れはやっぱり宣言の中へ入りますから一つの約束
事にはなるだろうと思ふんです、そういう政策の
方向を志向していきますよというのを宣言した
わけでございますから。だから、要求されて出た
というところでなく、何回かの会議を重ねておる
うちに自己批判、ちよつと表現が悪うございま
すけれども、そんな形で宣言文に書き込んでいく、

きましては、従来既にとつてまいりましたユーロ円債の発行の問題あるいはユーロ円貸し付けの問題、ユーロ円CDの問題等々につきまして説明をすること、今後私どもとして、先般の外為審の答申の中にございましたユーロ円債とかあるいはユーロ円貸し付けについての一層の弾力化を図つていく意図を持っておるということを、十分に説明をしたいというふうに考えておるわけでございます。

○竹田四郎君 そうしますと、どういうふうに国際化していくかという国際化の手順というのがまた一つあると思うんですが、竹下さん、何も島根県だといってそんなに遠慮されることはないんで、大いにひとつ円の問題について先頭を切つてやつてもらわいかぬだろう、私はこう思うんですけども、やっぱりそれには、国内の自由化というものと国際化というものの矛盾というんですか、スピードの遅さとかいうようなものが非常に私はあると思うんです。余り一遍に開国してしまえば、中小金融機関というのは困るだろうし、あるいは一般の預金者も困るというような問題もあるでしょうし、国際化しないということになりまして、今のような、ユーロ円が実際に余り大きな発展をしていないという非難もまた生まれてくる可能性があると思うんです。そういう点でやっぱりオフショア市場というものをかなり早目につくらなければいけない、こう思うんです。その辺は私はむしろ、スピードアップをしていかないと円の問題というものが評価をされないだろう、こう思うんで、そういう意味では恐らく外為審が今オフショアのそういう審議をやつてゐるということは私は適切だろうと思うんですけれども、これは大体どんなふうに進んでいくんですか。

もう一つは、これは特に税制がひっ絡んでくるわけですね。税制問題がひっ絡んでくるから余計難しい問題が出てくる。国内の税制と国外の税制、例えば、非居住者のCDに対する金利については非課税だけれども国内のCDについては課税

されるというふうな差別という問題が、もうあるわけでありましてからね。そういう問題をこれからどうやっていくのか。これは税制問題だろうと思うんですが、そういう問題を含めて一体、オフショア市場というものをかなり私は早目に開設しなければいけないだろう、こう思うんですが、その辺、日程的にはどんなふうになっているんですか。

○政府委員(行天豊雄君) オフショア市場の創設の問題につきましては、御指摘のとおり、先般の外為審の答申の中でも、円の国際化を一層促進するために有意義なことではないか。したがって、積極的にこの検討を行うべきであるという御示唆をいただいたわけでございます。

外為審にいたしまして、これに沿ひまして、審議会の中に専門部会というものを設け、いろいろの産業界、学界、それから弁護士さんとかあるいは新聞報道関係といったような各分野の方が参加をしておられて、実は四月以来既に三回会合を持たれて、オフショア市場を創設するについてそのメリット、デメリット、それからまた、実際に創設するとするとどういう問題点があり、その解決のためにどういふ措置が必要かというふうな、かなり突っ込んだ具体的な御議論を熱心に行つていただいております。大体月一回、二回というふうな割合でございまして、今議を続けられる御予定のようでございますが、今のところ、いつ専門部会の検討が終わつて専門部会としての御意見が出てくるかというところは、まだびらからでございますが、私もそういった結果を、できるだけ早く専門部会としての検討結果をいただけると大変ありがたい、さらに具体的に申しますと、夏ごろにはいただけるとありがたいなというふうに感じております。

いろいろと法律的あるいは行政的あるいは実態の制度慣行上も考えなきゃならない問題が多いわけでございますので、現時点ではまだスケジュールといつて申し上げられるほどのものがないわけでございますが、私もそういったもので、まずはこの専門部会の御検討をできるだけ早く進めていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

○竹田四郎君 大蔵大臣、これをやるとなると、新しい試みであるだけに、確かなかな理解が難しい面が国民の中にうんとあると思うんですが、私は、それだけにやっぱり、これは早くひとつ制度としてつくる。すぐ制度が動くということではないに、かなりこれは教育が恐らく必要だろうというふうな気が私はするわけです。そういう意味では、答申も少し早目にいただく、それに連する税制その他の問題もやらなくちゃならないでしょうし、また外国の金融機関等の招致あたりもかなりしていかないと、本場に東京市場、あるいは日本市場と言つてもいいかもしれませんが、これも、そういうものがワークしないということにも私はなるんじゃないかと思ふのです。

そういう意味では、今度のボン・サミットの円の国際化の指摘あるいはフローアップの問題というものは、やっぱり日本の国際金融というものに對する一つの時期を画す時期になるかもしれないというふうに考えるわけですが、その辺は少し大蔵大臣も、島根県だと言わなければ、やっぱりここに力を入れてやつてもらわなければならぬ事項ではないだろうか。それでなければ、やっぱりいつまでもドルの動きに国の経済がまかされてしまつたというところで、本来、本場の日本経済の自律的發展というものがなかなか難しくなるんじゃないだろうか、こう思うので、その辺はもう少し元気が出してやる気になつてもらいたいと思うんですが、どうですか。

○國務大臣(竹下登君) 私も同感です、本場に。オフショア市場の勉強会が自由民主党の中にもできたら、会長はだれだと言つたら二階堂さんだといふものですか、私、冗談に、二階堂さん、あなた大隅半島の方でオフショア市場といつて演説したつて票にならぬじゃないか、と同じように、島根県でおれがオフショア市場の話をしても票にならぬかしらぬ。そんな冗談話をしました。したがって、今竹田さんが御指摘なさいました、教育みたいなものでございまして、国民全体にわかつていただくという。これもやっぱり並行してやらなきゃならぬと思うんです。

私よく言いますが、牛肉、オレンジ目で見りやわかる、それに比べてユーロ円、どんな色やら形やら。本場に国民には余りわからぬことでございまして、したがってこの国際化を進めていくに際してはいわゆる国民教育という、失礼でございますが、そういうものも並行して進めなきゃいかぬ。概して、御指摘なさいましたように、ちょっと過大評価されているような感じがするんです。日本への期待が大きいのはこれはわかりましたけれども、進みか、あるいは、今も行天局長から言いました、そう大変な進みか、あるいは必ずしもない。しかし、今のところ計画どおり物が進んでいるというところ、その期待感が大きいからまさに円の国際化、自由化、こういうことになるわけなんです。

先ほども御指摘がありましたように、やっぱりもつと輸入の円建ても本場は個別に、なかなかASEAN諸国等に対しての話し合いを進めていきませんことには、今のうちにそれは油ということになりますとドル建てというものが長年の慣習とはいえ、やっぱりそういう点からもやつていかなきゃならぬ。そんなことも国民次元に、比較的新聞を開いたときにユーロ市場だ、オフショア市場だといつても必ずしも興味がないかしらぬが、そういうものにも可能な限り興味を持たすように世論喚起も図りながら、しかしこれはやっぱり一つ、黒船到来と申しませんけれども、私がいつまで大蔵大臣をやるかというところは別として、振り返つてみて、やっぱり一つの時期を画するときにまた自分がおつたとするならば、これは

円の国際化の問題だったな、それだけに使命感を持ってこれからのスピードアップしていかなきゃならぬ課題だという問題意識は、自分にも言い聞かせておるつもりでございます。

○竹田四郎君 梅澤さん、こういうユーロ円等に関する税制問題ですね、こういう問題については主税局は今のぐらゐ研究を進めているわけですが、オフショア市場も、あるいはユーロ円の市場も、小さいから、その辺はまだまだということなんでしょうか。私はかなり早めて進めてもらわなければいけないだろうと思うんですが、どうなんですか。

○政府委員(梅澤節男君) 円の国際化、自由化をめぐる税制問題につきましては、昨年の円・ドル委員会でも問題になりましたが二つございまして。一つは非居住者に対する源泉徴収を撤廃するという問題と、もう一つはユーロ円債に対する非居住者の源泉徴収免除の問題でございます。

これは、回を重ねまして、ことしの一月、ワシントンで話を詰めてまいりまして、法律も通していただきました結果、この四月からユーロ円債の源泉徴収の免除の制度は既に施行になっておるわけでございますが、非居住者の源泉徴収免除の問題につきまして、私もこれを撤廃することが必ずしも国際化でも何でもありません。つまり国内税制といたしましては内外無差別ということがまさに国際的な姿でございます。

ただ、非居住者の源泉徴収免除の問題につきましては、昨年、EC諸国がアメリカの制度の変革に伴いましてこれを実施いたしましたけれども、たまたま当時、EC諸国の税制当局者と私、意見を交換したときに、先方も、この問題はやはりECの通貨の地位、対ドル相場の関係から、日本的な表現をすれば遺憾ながらやむを得ずあいつ措置をとらざるを得なかったということでございます。したがって、たまたま幸いなことに我が国の立場がこういうことでございますので、私も必要に迫られてそういうことをする必要がなかったということでございます。

したがって、国内の源泉徴収の問題につきましては、これは居住者、非居住者差別することなく、現在の税制を私もきちんと維持していかなければならないと考えておりますが、先ほど来議論になっております東京市場の国際化、具体的にはオフショアの問題になるかと思っております。この点につきましては、外為審でこの勉強を始められる前に、国金当局からも事前に密接な連絡を受けております。私もオフショアにつきましても、いろんなタイプの議論がございまして、その結論がまとまりました段階でやはり税制としても的確な対応をしなければならぬというふうに考えておりますけれども、現在のところは、外為審の御審議なり御検討の状況を見守っております。

○竹田四郎君 余りそちらへ議論を進めませんけれども、しかしこれはやっぱりかなり真剣にそれを進めていただかないと、この間つづれたのだからワンポイント高いか低いかですね。〇一二五％ですか。それによってかなり決まってくるわけですから、やっぱり税制というものはかなり私は重要だ、こういうふうに思っています。私はこのオフショア市場関係では、損して得をとれという形でやっぱり考えた方がいいのではないかと。一つ一つのものに税金をかけるということでも余り一生懸命になっても、金融の中心にならないというところになれば、今度は銀行の方に税金をかけるられなくなる場合があるわけですから、そういう意味じゃ損して得をとれという形で進めた方がいいんじゃないかという点で、ひとつ御審議をいただきたい、こういうふうに思っています。

それから最近大口預金の規制、これを緩和、撤廃をしろということ、これは円・ドル委員会では大口預金については二ないし三年ということでありまして、最近の新聞情報等によりまして、かなりこの議論がされているようであります。こういうこともやっぱり金融の自由化、国際化というものの一つの進展のあらわれだということに私も思っておりますが、これはどんなふうな

形になっていくんでしょうか。

○政府委員(吉田正輝君) 先生御指摘のとおり、私も昨年発表いたしました「現状と展望」、それから同じ時期に発表されました円・ドル委員会報告書で、大口預金金利の規制緩和及び撤廃を二、三年以内に図るよう努めるという努力目標を掲げていることは事実でございます。

そのような方針に従いまして、現在、譲渡性預金の発行条件の弾力化、それから市場金利連動型預金いわゆるMMCの導入等を通じて、大口預金金利の自由化を進めているところでございます。

これは、ただいまの弾力化などとかMMCの導入等につきましては、四月に実施したばかりでございますが、このような弾力化を通じて、さらにこれによって進展いたします金融情勢あるいは金融機関の与える影響などを勘案しながら、その大口預金金利についての実施、検討を図ってまいりたいというふうに考えているわけでございます。

さらに、全体の進め方はどうなるのかということもございまして、ただいまこの二つの大口預金金利の戦略的商品の弾力化あるいは導入を実施したばかりのところでございますけれども、全体の感じとして見ますと、こういうCDの発行条件の弾力化とかMMCの発行条件というものを今後さらに、例えば期間、金利それから発行額、額面でございますけれども、というふうなものを、いわば三次元的というところでございます。か、期間、金利、それから額面というそれぞれいろいろの緩和の対象になるものがあるわけでございますけれども、それにつきまして弾力化を検討してまいりたいというふうに考えておりますが、全体的に私どもとしては、やはり金融の事柄でございますので、具体的な方法や実施時期についてはまだお答えできる段階ではございません。

それにいたしましても、やはりこういう大口預金の実施、いずれは小口預金の自由化の検討を行うことになるかと存じますけれども、やはりこういう大口預金金利の自由化というのは、信用秩序に与

える影響とか、預金者保護に遺憾なきを期するというような見地もございまして、同時に、この自由化を進めながら金融自由化の受け皿を整備するということも、金融制度調査会におきましても金融機関の健全化をさらに図る、あるいは預金保険機構の充実を図るというようなことを同時並行的にやっているとございまして。

○竹田四郎君 大口の預金金利の緩和、撤廃にはいろいろな方があるようでありますけれども、大体大口というのはどのぐらいのところを言うのですか。

最近、CDとかMMCもどんどん金額が少なくなってきたわけですから、大口というので余り大口をやっても、これは短期のMMCやあるいはCDによってカバーされてしまうというふうなことも私はやはりかねないと思うんです。そういう意味では、大口の預金金利の規制緩和というのは、もうCDとMMCが動いていけば、必然的に自由化を進めていかなければならぬというところに入ってくるんじゃないですか、私はそんな気がするのであります。

そうしますと、CDも今三億から一億になりましたし、あるいはこれがもう少し低くなるという、大体どの辺の線というんですか、新聞では五億、十億というふうな話もあるんですけども、大口預金というのはその辺のどの辺を指してやっというところですか。それはどんなふうですか。

○政府委員(吉田正輝君) 大口が幾らであるか、小口が幾らであるかという点につきましては、これはやはり私も、基本的にはただいまのところ具体的に、ここまでは大口で、ここまでは中口で、ここまでは小口だという線を引いているわけでもございませんし、あらかじめ先験的に決めているわけでもございません。と申しますのは、やはりただいま私どもから見ますと、こういうところまで大口かというものは、金融自由化の進展に伴って変わっていく性格のものであるというふうに考えているわけござ

いまして、ただいまの時点で大口預金の範囲が幾らかと言われますと、先ほど申し上げましたとおり、CDについては一億、MMCについては五千万円というのが一つのめどになるのではないかと、いうふうに考えているわけでございます。

ただ、大口、小口というものの抽象的な性格で議論いたしますときには、大口はやはりかなり金融の情勢あるいは金利の裁定というようになことに、ついて情報、知識など、よく知ることのできる人たちが持っている預金であり、小口というのは、零細な貯蓄であり、かつその貯蓄をしている人たちが、金利情勢の知識等について、情報などが欠けている、あるいはそういう情報を得るためにはコストも時間もかかるほどの犠牲にたえ得る人たではない人たちが持っている預金というように、抽象的な分け方などもあるわけでございます。したがって、大口、小口の金利の自由化については、そういう点なども配慮しながら考えていかなければならないという議論については、ややコンセンサスがあるわけでございますけれども、どこまでが大口か小口かというのは、今の時点では私も、最終的にはどうなるかということとを申し上げる段階では恐縮ながらないというふうに申し上げざるを得ない段階でございます。

○竹田四郎君 今も銀行局長、小口預金の金利の自由化というようにおっしゃられたわけでありまして、日銀総裁も、新聞で拝見しますと、その辺にまで言及をしているわけでありまして、今までの円・ドル委員会のところでは、小口預金の金利の自由化というのは恐らく、例えば二、三年というような形で期限を切って言っていないわけですから、無期限のような形でありまして、しかし、それがいずれ自由化しなきゃならぬと思うんですが、その自由化ということになりますと、郵便貯金がそこできつと非常に大きな問題に私はなると思っております。これはなかなか自由化するのには私は難しい問題だろと思うんですけれども、その辺の問題が解決していかないとその辺までの自由化というのは進んでいかないだろう、こう思

うんです。

その辺になりますと、またいろいろ外部から外圧が加わってくる可能性も私はあるのじゃないかと思うんですけれども、その辺の郵便貯金との関係はどんなふうに考えているのですか。

○政府委員(吉田正輝君) まず小口預金金利の自由化についての考え方を述べさせていただきますと、私も確かに、今先生がおっしゃいましたとおり、小口預金金利の自由化につきましてもできる限り早く研究に着手すべき課題、あるいは着手したい課題であると考えておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、まずは大口かつ短期というような預金金利の自由化の影響等を見きわめてまいらなければならない、この点については着実に進めていく。日米委員会なども近いわけでございますけれども、できるだけそういうものについて、展望を示していけるようにしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

それからその一方で、先ほど申し上げたこととでございますけれども、自由化に対応してやはり信用秩序の維持の制度を整備しておく必要があるというところで、金融制度調査会における審議の成果を見きわめながら検討していく方針でございます。これは一つはやはり、小口預金金利検討の環境整備にもなっているというふうに、あるいは検討の材料をつくりつつあるというふうに認識しておりますということでございます。

しかしその中で、今おっしゃいましたとおり、郵便貯金との関係ということでございますけれども、これはまさに御指摘のとおり重要な問題でございます。個人預金の中でやはり三割を占めるというところでございますから、しかも郵便貯金は、市場原理をいかに反映していくかということになりますと、税制あるいは準備預金との関係等々において、いわゆる市場原理と合致させながら、やはり金融政策を有効に遂行させる点でも、民間預金金利と整合性を保っていくという必要があるわけでございます。そういう点では非常に難しい課題であるというふうに考えておるわけでございます。

すが、いずれにいたしましても、ただいま申しましたように、終局的には郵貯金利も、民間と同様に市場実勢を反映した均衡のとれた水準、追従してくれとかそういうようなことを言っているわけではございませんけれども、やはり市場実勢を反映した均衡のとれた水準で決定されるというルールを確立することが重要な前提であると思っております。先ほど申し上げました、そういう小口預金の環境整備を進めながら、そういうルール確立の方向について真剣に模索してまいりたい、かように考えているのが現状でございます。

○竹田四郎君 時間も参りましたので、その他のいろいろな質問を準備しましたが、せっかくおいでいただいた方々もございまして、その辺はお許しをいただきたいと思っております。

大蔵大臣、私は案外この金利の自由化というのは早いだろうと思っております。余りのんびりして、郵政との話もつかないからだめでございます。何か、何々はだめでございます、信用秩序についていいますと、なかなか言っていられないような事象が外からも加わってくると思っております。その辺は少し準備を急がれた方がいいのではないだろうかというふうに、私の意見を申し上げておきます。

最後に、金融機関の土休の問題です。これはいろいろ、郵便局側も、あるいは都銀側も、早くやろうじゃないかというように急いでいるような感じがします。都銀あたりは九月の三連休あたりはひとつそれでやっています。じゃないかという意見も私も伺っておりますけれども、できる限り早くそういうものをやっています。方がいいし、それが日本人の週休二日制度をさらに定着をさせていく、諸外国の批判というものにもこたえていける道でもある、こういうふうにお考えになっておられるんですか。私はなるべく早く、機械がそろわないようなところもあるのかもしれないけれども、やっぱり早くこれは実施すべきです。

それで、一つ農協の問題がございまして。要するに、農村部に経営基盤があるというように、それと、それから信用事業のみならず購買等もやっておるといって、これだけ休んでこれは窓を開いていけるというところに対する問題。それから、郵便局の問題は、公務員の方の週休と並行して進むというように傾向がございまして。だから、民間と歩調を合わせるのじゃなく、公務員の方と歩調を合わせるというふうな傾向がございまして。それから、証券会社、これは原則として前向きに検討する考え方でございまして、中小証券に対する影響とか、いろいろな議論もしておるようございまして、私の関係からいえば金融機関ということになります。政府全体として、労働大臣も一生懸命この推進をしなければならぬという使命感も持っておりますし、そして最近の分では、対外経済の諮問委員会の答申にも出ておりますので、これはやっぱり前向きに、可能な限り歩調を合わせながら進めていかなければならぬ課題だということに、私自身も認識をいたしておるところでございます。

○桑名義治君 今回のサミットでは、経済宣言におきまして、先ほどから議論があつておりますように、各国別に優先課題を明記をいたしまして、各国がそれぞれの課題に取り組む、そして

である、こういうふうに思っています。衆議院でも何か土休の小委員会が動き始めているようでございますけれども、ぜひひとつそれは大蔵省の方としても進めるべきである、こう思っておりますが、その辺いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) この問題は、この間の対外経済対策のあの諮問委員会からも出ております。したがって、これは前向きに進めなければいかぬということでございます。民間金融機関の一部において、今後これを月二回、今一回やっておりますのを拡大するという機運が出ておりますから、これは非常にいいことだと思っております。

世界経済の拡大への役割を果たすことが求められているわけであります。

これを受けまして、政府は、今後一層の市場開放努力を図るとともに内需拡大策の策定を急ぐ、こういうことになっていくわけでございますが、その拡大策のいわゆる手法をめぐりましては、政府の内部でも意見は現在のところさまざまのようございまして、国民が一番多く期待しているところは、実質所得がプラスとなるような、いわゆる大幅所得減税にあることは言うまでもございせん。財政当局は、税制、財政面からのご入れには消極的であるわけでございますけれども、民間活力や規制緩和を中心とした措置で対処する意向を示しておられるようございまして、その内容は極めて抽象的でございます。規制緩和と申しましても、実際に果たして内需拡大にどの程度のいわゆる効果があらわれるかということにつきましては、定かでもございせんし、余り期待ができませんのではないか、このようにも思われるわけでございます。

総理は、サミットにおきましても、内需拡大は規制緩和とそれから税制改革で当たりたい、このように述べているとも言われているわけでございますが、税制改革がこういった意味で国際的な公約になっている、こういうふうに規定づけてもいいのではないかと思います。

そこで、内需拡大を税制改革で行うということは、その手段としてはどういふことがあるのか。私たちが端的に即座に考えられることは減税ということになるわけでございますけれども、所得減税、さらに投資減税の実施による技術的な内需拡大策をとられる意思をお持ちなのかどうか、この点を改めてお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 税の問題というのは、今背景を見ますと、三つあると思うのであります。一つは、たびたび国会で申し上げております、異例ながらという前提の上に抜本改正をしるという税調の答申がございまして、これを受けて、国会の議論を整理して、この国会が終わって税調

でしつぱりと審議していただく、こういう背景が一つあります。もう一つは、各党の幹事長・書記長の申し合せというものが一つございまして、それからもう一つが、今おっしゃいましたいわゆる経済対策、対外経済対策の中の諮問委員会からの答申にありますところの、内需拡大のための税制上の措置という、三つの背景があると思っております。

サミットで議論いたしましたのは、これはサミットで税の議論になりますと、各国がどう考えているかというところから始まりますと、総理も申されましたが、私も話しておりますのは、日本としては今こういうことで国会で議論して、国会が終わったら抜本改正をやるんだ、こういう話をするわけですね。その中に公平、公正、簡素、選択、活力、こう言っておられますから、その活力というのがまさに内需というふうに私は受けとめられておるんじゃないかというふうに思ひます。アメリカの場合は、どっちかといえば、税の中立性、いわゆる増減税ゼロという観点からフラット税制をやりたいというふうな感じでございます。

ヨーロッパ諸国は、これは押しなべて見て一五%から二〇%国民負担率が日本より高うございまして、減税をしたい。そして減税をした分は歳出をそれだけ削りたい。だから、増減税という感じはない議論が多いございまして。ただ、租税負担率を見ても国民負担率を見ても、比率でみんがが資料を持って議論をしておりますと、日本が特にヨーロッパと比べれば大変低いわけですから、日本にいわば減税しないという空気は、これは租税負担率とかいう点からどうしてもプロが見がちでございまして、それが出る環境には、その空気は会議の場ではございせん。

したがって、そういうことをかれこれ考えながら、さて税制上で内需の振興のためにどういう措置があるかということ、これは今の三つ、最初申しました三つの背景の中で議論していかなきやならぬ課題だという問題意識は持っておりますけれども、すぐ今の税制改革というものが直ちに所得減税あるいは投資減税に直ちにそれに結びつくという考え方を固定的に持って、それを議論しようという考えは今のところございせん。

○桑名義治君 一昨日ですか、衆議院の大蔵委員会で大蔵大臣の御発言の中で、内需拡大についての方策をとっていかねばならないという意味の御発言があったという新聞の記事が出ています。けれども、その大蔵大臣の御真意というものは那邊にあるのか伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 一つはアメリカの〇・七が出て、僕もリセッションという言葉はちょっと使い過ぎだっただなと思ひますけれども、それが心配だと。そういうことになればこれからやっていかなきゃならぬ内需振興問題をより一層思い詰めてやっていかなきゃならぬなという感想を述べたことは事実でございます。ただ、私も別に用心深く言ったわけではございせんが、それにはやっぱりいわゆる各種規制の緩和ということでは民間活力というものに期待せざるを得ない。

なお、少しく時間をとって申し上げますならば、その民間活力も、それは確かにたばこがおかげで民営化しました、電電もしました。しかしこれもまだ、競争相手が出て、活力が出ておるといふ状態にはございせん。中長期の問題です。一番モデル的なのは関西国際空港方式というのがございまして、これもまだ工事が始まったわけじゃないでございます。そうすると、本間に即効的に出ていくものは何か、こういうことになりまして、それは国有地を払い下げて――計画はできましたがまだこれも始まってつち音がしているわけじゃないわけでございますから、そういうことを考えてみると、結局今度七月に出していただける七十項目にわたるところのいわゆる規制緩和というものを本間に早くこれは進めていかぬことには、この即効性という点から見ると問題が多いな。

そういう感想を、素直に申させていたいたわけでございます。○桑名義治君 いずれにしましても、財政を預か

る責任者といましては、内需拡大のための所得税の減税実施には現在の財政事情の中では消極的な立場をとらざるを得ない、こういうことはわからないではないんですが、今述べましたように、サミットの場で、内需拡大の観点からの税制改革の実施を総理自身が明らかにしている、こういうふうな新聞の記事を読みますととり得るわけでございます。新聞の記事の中では、内需拡大策としては財政支出は難しいが規制緩和と税制改革でこれに当たりたい、こう指摘云々、こういうふうに記事には載っておりますわけでございます。

そうなりますと、今まで総理が大蔵大臣やあるいは予算委員会などを通じて明らかにしてきた税制改革の大義名分、これは戦後税制のひずみの是正であり、この点からの税制改革が我が国経済に何らかの影響を与えるということ、これはもう否定はしません。しかし、今回の場合は、内需拡大の観点からの税制改革である、そこには当然減税というイメージが浮かんでくるのは私は当然のことではなからうか、こういうふうに思うわけでございます。

十五日の政府・与党連絡会議でも、減税問題を突出させることは好ましくないとして議論そのものは一応凍結してしまっているわけでございますけれども、これでは対外的な公約の違反であるというふうな言わざるを得ないのではないかと、こういうふうな先ほどの大臣の御答弁をお聞きしますと思ひます。得ないのですが、もう一度この点についての見解を伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 先ほど申し上げましたように、確かに三つの環境があると思ひます。それはある意味においては、桑名さんの議論を進めていけば四つの条件になったじゃないか、サミットでの発言がある。サミットでの発言は、いわば今まで言っておるうちに公平、公正、簡素、選択、活力という点で抜本見直しをしたと。が、活力という字がありますと、確かに新聞の字面で見れば内需喚起ということに結びつけやすい問題だと思ひますが、特にそれがための税制改革をやるん

だというふうな雰囲気ではなかったというふうには思っております。

しかし、総理がいつも申しておりますように、自分も減税をやりたいんだ、だがしかし赤字公債を財源に充てるわけにはいかぬ。日本の場合は、ヨーロッパが主張するように、減税してその分だけ福祉予算を削りますというふうな環境にはないわけでございますから、したがっていろいろの総合的な角度からシャープ以来の改正をやる、こう申しておりますわけでございますので、私は内需拡大のためのイメージとして浮かぶトタの減税、こういう意図でお互い首脳が理解したものでないというふうに見えておるところでございます。

○桑名義治君　そこで、若干早いかもしれませんが、六十一年度の予算に向けてのその前段としての概算要求というものをどうしていくのか、こういう点もこれからのいわゆる内需拡大策と決して私は無縁ではないと思えます、また景気というもの、経済というものは気分的な面、ムード的な面が非常に強いわけでもございますし、そういう立場から考えてみると、多少早いかもしれませんが、六十一年度の予算に向けての考え方を少しお聞きしておきたいと思えます。

大蔵大臣は、六十一年度の予算編成時点では、六十一年度にもう一度マイナスイノベーションをかけた意味の意向を示しておられるわけでございますが、これから七月の概算要求に向けて、いわゆる概算要求基準というものをどう設定されていくおつもりなのか。まだお決めに成っていないしやらないかもしれませんが、こういう方向で考えるべきではなからうかというところはもうほほ腹の中におさまっているのではないか、こう思うわけでございますが、この点をちょっとお聞きしておきたいと思えます。

○国務大臣(竹下登君)　我が国を取り巻く財政、その環境は私はより一層厳しい環境になっておる、そこへいま一つ高齢化社会がまさに急速に進展していく、こういう状態の中で六十一年度予算

も、編成の第一歩であります概算要求基準から決めてからなさいかね。恐らく国会が終われば私に課せられる大きな一つの役割だと思っております。

経済学とは心理学だ、私もよくそういうことを感じます。しかしながら私自身が、六十一年度予算編成を終わりました昨年の十二月の終わりに、これ以上一体削るところがあるだろうか、こういう心境になりました途端に、我と我が身に言い聞かせまして、待て待て、そんなことでは歳出圧力が抗し切れなくなるぞ、六十一年度予算も環境がよくなくなるということがあるわけのものでもないし、引き続き厳しい概算要求基準を設けて編成作業を行っていくかなきゃならぬじゃないか、こういう心境を吐露したわけでありました。

そこで、概算要求をどうするか、こういうことになりまして、私は、結論から言いますと、やっぱり厳しいものにならざるを得ないじゃないか。

それまでに税制改革の議論が出てくる環境にはございせん。国会の議論を整理して税調が始まったといいたしても、いわば概算要求時点では、現在の制度のもとに問題を整理してからなさいかならぬじゃないかということがございまして、それからもう一つは、あおしてお世話になりました御議論いただきまして各種補助率問題というのが、これまた概算要求基準設定前に見当がつくという課題ではないじゃないかということになりますと、いわゆる今おっしゃいます経済学とは心理学だ、財政再建ばかり言っている国民の士気が沈滞するような空気を醸し出してはいかぬということを理解しつつも、私は、概算要求基準というものは結論から言って厳しいものにならざるを得ないかならうかな、こういう感じで現在受けとめておるところでございます。

○桑名義治君　内需拡大要求、これは諸外国から要求をされているわけでございますが、貿易の均衡を背景としたいわけの対日不満に起因していることは、これは当然のことだと思えます。このことは我が国の経済政策に対するいわゆる内政干渉である、こういうふうにも強く否定する人もおられるかもしれませんが、こういった全体の枠組みの中からも考えた場合には、これは否定し切れないところもあるわけでございます。財政当局がどんなに、経常収支の大幅黒字はドルの独歩高という外的要因がある、こういうふうにも主張してみまして、貿易不均衡の基本的背景としては、これは日本の内需の弱さというものをいわゆる全面的に否定することもできないところであらう、こういうふうにも思うわけでありました。

そこで、この十七日にFRBは公定歩合を〇・五％下げ七・五％とすることを決定しまして、二十日から実施することとなっております。この引き下げは、成長減速化を食い止め、米国の経済の活力を保つことをねらったものと見られていたわけでございますが、先ほども議論があつておりますように、二十一日の米商務省から発表されたことしの第一・四半期のアメリカの実質成長率は、〇・七％の下方修正をされてしまった、米国のいわゆる景気減速はつきりしてきた、こういうふうにも言うのが妥当ではなからうか、こう思うわけでございますが、米国の景気の先行きにつきましては、エコノミストの間でも、グロースリセッションに差し加つた、こういう意見と、再び拡大するという意見がともにある、こういう御答弁も先ほどからいただいているわけでございますが、いずれにしてもこういふふうな意見が分かれていることは事実であります。

ただ、いろいろと報道機関等が報道している中身を読んでみましても、米国では個人消費というものは一応堅調だ、民間住宅着工件数も一応増勢傾向にある、しかし全体の景気を刺激するには迫力不足だ、こういうふうにも言われておりますし、あるいは皆様方の御答弁の中にもこういった意味合いの御答弁が前からたびたびなされているわけでありまして、設備投資にも陰りが見え始めてきたことから、従来のようなGNPの伸びは期待ができないようである、こういうふうにも思うわけでありまして、そのために、米国の景気動向いか

んによつては我が国に対する内需拡大やあるいは輸入促進要求がさらに強まってくることも懸念されるわけでございます。

先ほどの御答弁では、今の段階では、いろいろ条件が並べられたわけでございますが、米国の景気はマイナスイノベーションは落ちない、やはり強気であるという意味の御答弁でございますが、これは確認の意味を込めて、米国の景気動向、そしてその後の見通し、さらに、この問題も先ほどの議論にあつておりましたが、公定歩合の一段の引き下げもあるのではないかとこの意見もいろいろと報道されているわけでございますが、この点についてと、さらに対日批判の高まりの可能性についてはどういふふうにお考えになつておられるか、この点もあわせて御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(北村泰三君)　御指摘のとおりアメリカの八五年の第一・四半期の実質成長率が年率で〇・七％の増加にとどまつたわけでございます。まして、八四年の実質成長率が六・八％であつたことに比べればかなりの低い水準でございます。特にこの第一・四半期の計数が速報の段階で二・一％であつたのが、その後一・三％と下方修正され、今回また〇・七％ということで下方修正されたわけでございます。こういう点ではその減速の度合いというものについていろいろな見方がされていることは御承知のとおりでございます。

内容的には、やはりドル高による輸入の急増というものが個人消費等を中心としたしました国内の最終需要の堅調な伸びというものを相殺しているというところで、こういふた姿になつていのではないかと考えております。ただ、今後の先行きというところにつきましては、やはりこのままアメリカの経済が失速するという見方は少ないわけでございます。まして、第二・四半期以降は緩やかながらも安定した成長が続くのではないかとこの見方が多いわけでございます。

なぜこういう見方が出てくるかということでも申し上げますと、やはり基本的にはアメリカ経済の

物価が安定しているということが一つ大きな要因になっていると思います。それから、先ほど先生もお触れいただきましたけれども、個人消費がかなり安定的に推移している。これは、サービス部門における雇用の堅調さというものの反映ではないかというふうにも見られていて、このあたりでございす。それから、住宅投資がやはりモーゲージ金利の低下といったようなことに伴いまして回復の兆しを見せているということもございす。それから、公定歩合の引き下げ等に見られますように、FRBの金融緩和のスタンスといったようなものも挙げられると思います。またさらに、先ほど申し上げましたように、外需のマイナス寄与度と申しますか、そういった相殺要因というものが若干第一・四半期については一時的な要因もあるようございすので、そういったものが若干縮小するのではないかとといったようなことも言われてるわけでございす。

したがって、アメリカの今後の先行きにつきましては、いろいろ見方はあると思いますが、今言ったような成長を支える面ということもあるわけでございすので、従来から言われておりますように、いわゆる安定的な成長路線へのソフトランディングといったような方向をたどるんじゃないかというふうに見られる見方が多いわけございす。

公定歩合の引き下げにつきましては、十七日にアメリカの連邦準備理事会が八%から七・五%に引き下げるということを発表して二十日から実施しているわけでございすけれども、これは、今申し上げましたようなアメリカ経済の全体の姿、特に輸入の増大、あるいはドル高といったことを主因といたします工業部門が非常に停滞しているということに着目された措置であると思ひます。

最近のアメリカのここ数週間の市場金利の動向というのを見てまいりますと、徐々に低下しているということございまして、早晩こういったアメリカの公定歩合の引き下げということが行われるのではないかとというふうに見られたわけでございす。

ございますが、さらに今後どういうふうな金利が推移するかということにつきましては、今言ったような基本的な金利低下の姿というものが続くのではないかとというふうな当面は見られるわけでございすけれども、その先行き等については確たることはやはり申し上げられないと思ひます。いろいろなアメリカ経済の姿の見方ということと裏腹の形で、金利についての見方というのいろいろアメリカの国内でも分かれて見られるわけでございす。

先生お尋ねのように、アメリカの景気動向がこういふふうな減速の姿をたどっているということと、いろいろ今後対日批判の高まりがあるのではないかとというお尋ねでございすけれども、御存じのとおり、大幅な経常黒字の存在といったようなことからアメリカで対日批判がかなりいろいろな形で行われたことは御承知のとおりでございす。我が国といたしまして、先ほど来いろいろ御説明させていただいておりますように、サミット等の場におきまして、我が国の基本的な立場ということとをかなり明確に各国に説明し、各国の理解を得るよう努めたところでございす。

したがって、こういふ対日批判といったような問題も、いわば日本のこういふ政策に対する日本の取り組み方というのに対して注目しているといったのが現状じゃないかと思ひます。市場開放努力とか輸入拡大のための努力等につきまして、我が国がどのような対応をするかということを見守っている状態だと思ひますので、私どもといたしましては、四月九日の対外経済対策に盛り込まれましたような項目につきましてアクションプログラムを策定するといったようなことを通じまして、市場アクセスの一層の改善に努めるということが必要かと思ひます。また、規制緩和等を通じまして、民間活力活用のための環境整備といったようなことも統括していくことが肝要かと思ひます。

こういふいろいろな努力の積み重ねということと、いわゆるアメリカにおきます対日批判といったような物の見方に対して、できるだけ誠意を持ってこたえていくということが必要なのじゃないかというふうな考えているところございす。

○桑名義治君　なぜ私が対日批判の高まりの問題をここで取り上げたかと申しますと、今も審議官からの御説明がございましたように、アメリカの経済というものは内需、それと外需、外需のマイナス面と内需のプラス面、これで相殺されるような形でいわゆる景気動向というものが現在こういふふうなダウンしたんだというふうなお話があったわけでございまして、そうなつてくれば、外需のマイナス面という問題が相殺となつて云々ということになれば、これは当然ながら、日本に対する批判というものがなお一層大きくならざるを得ないのではないかと、こういうことを懸念するわけでございす。

今の御答弁の中で、サミットにおきましては日本に対する非常な強い批判があるのではないかと、そういう予想だったわけでございすけれども、しかしいろいろ関係から今回のサミットではその批判の高まりはなかったというふうな御答弁でございす。その後のいわゆるアメリカの経済がこういふふうなGNPの下方修正をせざるを得なくなつたという、そういう新たな要因があるというのを私は申し上げているわけでございまして、この点についての大臣の御意見も伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君)　私もこの数字を見て、それがまた一つ対日批判の種とも申しますか、それに全くなならないというふうな申し上げるつもりはございせん。

今のところ考えてみますと、要するにお互い選挙をやります。なかなかアメリカは来年また下院議員皆、選挙でもございすし、したがってこの間のフェルドシュタインさんの論文は、今日の状態は大部分の責任はアメリカにある、そうして結果として日本の資本が流入しておることは、ア

メリカのみならず、世界全体の資本提供国として日本がそれなりに果たしておる役割もあるんじゃないか、こういう論文も一方あるわけだ。やっぱりお互い選挙しておりますと、貿易で四百五十億ドルもうけた上に、日本はそれを貯金してまた利ざやを稼いでいる、こういうふうな議論が、選挙をやっている人にはわからぬでもない議論だ。私も思ひますが、基本的にはやっぱり、アンフェアであるという印象を与えることが一番いけないことじゃないだろうか。

すなわち、公正だ、そして安くて長持ちしているものをつくつたからその競争力には負けたということになればあきらめがつくのであつて、そういう自己努力の前の、日本市場がアンフェアであるということに対する一つ一つの誤解を解いていくということと、そしてまた、現実にはこの間決めたことに基づいてアクションプログラムというのをできるだけ早く発表して、それを実行に移すということが、私はこの経済摩擦に対応するやっぱ一番の道ではないだろうか、こういう感を深くしておるわけであります。

あるいはまた、いろんな論調の中には、アメリカの減速分を日本とヨーロッパが開発途上国側から見れば補うべきじゃないか、こういう議論とて私は全く出ないと思ひます。インフレなき持続的成長というものを規範として、お互いがいわば後世代にツケを回すような赤字財政というものをいかに克服していくかというのがオーストリアなやり方であるということと、繰返し繰返し説明していかなくやならぬ課題ではないかなというふうな印象を持っております。

○桑名義治君　次に、我が国の金融改革を方向づけたいわゆる日米の円・ドル委員会報告が公表されてから、一年が経過しようとしているわけでございす。

来月十八日、十九日の両日に、日米円・ドル委員会の第二回フォローアップ会合が開かれることになっておるわけでございす。この一年間、C

D発行単位の引き下げや発行期間の下限短縮などCD発行の弾力化、それからMMCの導入など、円・ドル委員会の預金金利の自由化の導入に沿って金融の国際化、自由化への歩みを着実に進めてきたわけであります。

第二回のフォーアアップ会合では、現在残っております大口預金金利の規制の緩和及び撤廃が中心テーマになるのではないかと、こういうふうに行われているわけであります。さきに総務庁が臨時行政改革推進審議会に報告したいわけの政府規制緩和の行政監察結果の中でも、預金金利の自由化がうたわれているわけであります。

そこで、フォーアアップ会合に臨む我が国の態度についてまず伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(行天豊雄君) 御指摘のとおり、六月に日米円・ドル委員会フォーアアップ会合を開催する予定になっております。

昨年の五月に円・ドル委員会の報告書が日米両国で発表をされました、お話しのとおり、我々もいたしましては現在まで、この報告書に盛り込まれた金融の自由化それから円・ドル委員会の進捗した措置を、全力を尽くして実行してまいりました。現在までのところでは私も、その実行につきましては、非難を受ける、遅いとかあるいは怠けておるといふような非難を受けるような状態には全くないと思っております。

したがって、今後も、今お話しのようにまだ残された問題がございます。国内の分野におきましても、御指摘のような金利の一層の自由化の問題であるとか、あるいはB/A市場の発足の問題であるとか、外国証券会社の問題であるとかございますし、それからまたユーロ円市場の関係でも、ユーロ円貸し付けあるいはユーロ円CDの問題について、これからさらに努力をしていかなければならない問題が残っております。今度の会合では、私も、私どもといたしましては、前回会合以来の私どもの措置、それからもちろんこれはアメリカ側の措置も入っているわけでございますけれども、そういうようなことについてお互いの意見交換をし、それから今後の措置についての見通し、計画等を話し合うというふうなことを中心にやってみようと思つておられるわけでございます。

○桑名義治君 次にお尋ねしたいのは、日米だけにとどまらず、昨今は欧州との関係も無視できないような状況になっておられるわけであります。

この五月から西ドイツでは、マルク建て外債の発行引受主幹事業の自由化に踏み切りました。外国の銀行や証券会社にもこの業務を認めさせることとしたわけでございますが、日本に對してだけは、相互主義が守られていないという理由で適用除外とした。この経過にも見られますように、証券と銀行の分離政策をとらない諸外国が、相互主義を盾に我が国を孤立させることになると思つたら、こういう問題は看過できない問題だと思ひます。

我が国と外国との間に銀行あるいは証券に對する業務の分離政策に違いがあるとしても、今後ますます金融の国際化、自由化が進展していく中で、銀行と証券の分離政策といふものをどうとらえていけるのか、この点について明らかにしていただくかと思ひます。さらに先ほど申し上げましたように、西ドイツのこういう態度、政策に對しまして、日本としてはどう対応されるのか、この点について伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(岸田俊輔君) 金融機関と証券の業務を分離いたしますのは、証券取引法の六十五条の規定でございます。これは、両者の機能を分離して間接金融と直接金融の競争の併存を図ることによりまして、金融・証券市場の健全な発展を期し、もつて国民経済の適切な運営と投資家の保護を図つていくという趣旨でございます。

このように銀行、証券分離政策は、戦後の我が国の金融制度の基本的理念を定めたものでございまして、意義のあるものであるというふうに考えております。金融の国際化、自由化の流れの中にありましても、その基本理念を堅持していく必要があるというふうに考えております。

なお、現在の分離政策のもとにおきまして、金融機関と証券会社の業務の問題がございますが、これは「金融の自由化及び円・ドル委員会の現状と展望」ということで示しましたように、それぞれ固有の分野を尊重しつつ、それ以外の分野においては、競争条件の均衡を図りつつ漸次相互乗り入れを図つていくという考えでございます。

○桑名義治君 大臣、このいわゆる制度の違いについて、どういふように対処していくべきだとお考えになっておられますか。

○国務大臣(竹下登君) この制度の違いは、これはお互い議論しております、世界共通銀行法、世界共通証券業法にしないかぬじゃないかという議論をよく我々はいたします。先ほど桑名さんが御心配しておっしゃいました西ドイツの問題も、今度六月にフォーアアップ委員会、それから十カ国蔵相会合、その後になりますけれども西ドイツとも金融協議をやるわけでございます。

先ほど来申し上げておりますように、大変日本の円に對する信頼は高まり、非常に期待感は大いである。その中で今度は協議をやるわけでございますが、これはあるいは国会における発言として適切であるかどうかは別として、その場合、西ドイツは西ドイツとしての協議に際する一つの僕は玉を持ってこられるんじゃないかというふうな思ふわけなんです。これは従来からも、その国々によつて、どうしてもその成り立ちからして共通の法律というわけにいきませんので、これは相互理解は私は得られる問題だろうというふうに思つてお

るところでございます。

ただ、いずれにせよ、お互いに可能な限り業務関係というものは、垣根というものが徐々に徐々に取られていく、双方ともが守備範囲が広がっていく。そうすれば競争場が広がっていくというふうになりますから、そういう傾向には進んでいくことである。世界共通あらゆる金融立法といふことになりまして、それぞれメリット、デメリットがございますし、日本の長い金融秩序の中で育つておる問題でございますから、一挙にそういう形でもつてこの問題が進むであろうとは思ひつておられません。

○桑名義治君 次にお聞きしておきたいのは、今回のサミットの中で新ラウンドの開始時期が明示できなかったというところは、これは一つ大きな問題点だったのではないかと、こういうふうな思ふわけでございます。それはフランスが非常に強く抵抗をしたというふうに報道されているわけでございますが、いずれにしても、先進国の中のいわゆる利害関係、利害の対立、これが表面に出てきた、こういうふうに見るのが正當ではないかろうかと思ふわけでございます。

東京ラウンドが終了して以来、技術革新もさらに進み、ハイテクの製品の貿易比重というものが高まっております。さらに、今後は保険、証券、ソフトウェアなど、サービス取引も急速に拡大をしていくのではないかと、こういうふうに見られておりますが、こういった中で世界貿易構造というものが変わりは始めております。こうした変化を日米両国は踏まえまして、新ラウンドでハイテクとサービス貿易の二層拡大の見地から交渉を進めようとしておられるし、米國はまた、自國の農業不振を打開するために、農業貿易の自由化も取り上げたというふうでございます。これに對しましてEC諸國は、産業調整のおくれから、ハイテク産業の国際競争力というものが全般的に弱い。新ラウンドではハイテク貿易を取り上げることに消極的のようでもございますし、フランスは農業貿易がテーマになれば農産物の輸出に打撃が出る、こういうふう

うな警戒色が非常に強い、こういうふうに使われるわけでありませう。

このような先進国間の利害の調整に加えまして、さらに途上国が関心を示している農産物それから繊維製品の関税引き下げ交渉に先進国側がどこまで応じられるかの問題もあり、概して発展途上国は新ラウンド開始に消極的で、前途にまだ多くの課題があるようにも思われるわけでありませう。

米政府とともに日本政府は新ラウンドについて統一的構想で主導的立場をとってきている、こういうふうには思っているわけですが、サミットでのやりとりを通して、会議に参加された大蔵大臣としての新ラウンドに対する考え方、今後の見通しについての御所見を伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 新ラウンドの開始にフランスの反対がございまして明示できなかったが早くというところまでは合意したわけではございませんけれども、ECの委員長が、特にその後新しい政策を打ち出された国もあるのではというの、対外経済対策を四月九日に出した日本を指しての発言だと思ひました。したがって我々もやっぱりこれに対応すべきだ、ミッテランさんのものと今のECの委員長のドロールさんは、去年まで私のカウンターパートでありました大蔵大臣でございませうが、その人は時期を明示することに賛成と。だから数の上ではミッテランさんの孤立というふうな感じにはなりました。

それは、今おっしゃいますように、私は一つは、いいことだということには賛成でございませうが農業政策の問題が念頭にあったであらうと思ひます。また、あの直前でございませうが、アメリカの下院議員さんが、新ラウンドをやればアメリカの農業はまたヨーロッパへどんどん出ていって補助金を削減しても一発景気が回復するからというふうな発言をされたというふうなこともかちんときた一つの、まあ首脳さんがそうかちんとこられちゃいけませんでしようけれども、やっぱり一

つの原因ではなかったかな、こういう印象を持て私承っておりまして、やっぱり農業問題に対する問題が一つございませう。

それから、日本の方は競争力もございませうからいわゆる工業製品は全部ゼロにしても結構ですという構えをいつでも示しておるわけではございませうが、今おっしゃいましたハイテクの問題について、そういうことになったとにかく競争力のないうまに市場を席巻されてしまふじゃないかという幾らかの懸念も私にあつたんじゃないか。ただ、フランスを除くあの国は全部期日を決めていいというところになつたのでございませうから、OECDの閣僚会議のときから見れば随分進歩したものだと思ひました。

それから、もう一つ御指摘なさいました開発途上国、これは農業問題については、一次産品については、むしろあるいは自分の方の輸入がふえていくという期待感もあると思ひます。が、もう一つはやっぱり資本の自由化につきまして、私は直前がアジア開発銀行の総会でございまして、中進国は、資本が自由化されてそして雇用の場がなくなつて全体の所得がふえていけばやがて我々も先進国に入っていくという物の見方をするグループと、もう一つは、いわば先進国の資本が自由に入るようになった場合自分らは単なる搾取対象になるんじゃないかという若干イデオロギッシュな物の考え方と、それが併存しているという印象を受けておりました。

したがって、お互いが結局開発途上国の理解も得ていかなきゃならぬわけですが、ASEANは割によろしうございませう。それぞれ、フランスなんかはかつての宗主国でございませうから、アメリカとかいふところに対する配慮もあるでございませう。が、少なくとも七月、じゃ高級事務レベル会議をガットの場でやつて、それでどういうふうに進めるかという手順はじっくりと相談しようじゃないかというところまでは進んでおるわけではございませう。

は、これからのいよいよ開発途上国も含む理解を得ながら進めればそう遠いかなたのものではない。しかし、東京ラウンドにしましてもかなりの日数がかかつておるから、いつテーブルに着くか、これがまず可能な限り来年から始まるようなそういうガットの場における高級事務レベル会議などが進んでいくことを、今は心から期待をしておるということではなからうかというふうな考えでございませう。

○桑名義治君 報道によりますと、ミッテラン大統領に対する説得は中曽根総理がフランスを訪問しまして行方意向だというふうな事柄がよく載つておるわけではございませうが、先ほどから申し上げますように、EC諸国も全面的にもろ手を挙げて賛成したわけではございませう、いろいろないわゆる懸念を持ちながら、どうしてもこれは保護主義の台頭を抑えていかなければならないという大義名分というものの、基本的な物の考え方の上に立って一応ミッテラン大統領のように表面的な反対はしなかつた、こういうふうにも思ひます。でございませうが、しかし今大蔵大臣もお話しになりましたように、開発途上国、この意向というものがあつた程度集約されておらないままにいわゆる新ラウンドの開発が行われるとするならば、これはまた多少世界的な全体の視野から見た場合に問題が残るのではなからうか。

ここの対策をどういうふうにお考えになつていらつしやるのか、あるいはまた米国の間で話し合ひがどういうふうに進んでいるのか、そこをどこをとお尋ねしておきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) この問題につきましては、開発途上国の賛同を得るということは私は大変必要だと思ひます。

非常に大ざっぱな話をしまして、四十八億億に人口がありまして、まずまず日本並みとでも申しましようが先進国、大体七億ぐらいたつたといふことになりまして、七分の一の人口、しかしそれで五十数%のGNPですから相当なものは相当なものでございませうけれども、開発途上国の問題で

も、私はたまたまアジア開発銀行の総会に行つたわけではございませうけれども、ASEAN地域はそれに対しての理解は示しておるというふうな思ひます。それは、シンガポールでございませうとか韓国でございませうとか、ある程度資本を自由に流入しながらそれなりに中進国として育つてきたモデルがあるからでもございませう。ですから、機会あるごとにその説得にあらゆる場で当たつていかなきゃならぬと思ひます。であります、私はそれはヨーロッパ諸国に、かつての宗主国であつた国があるわけではございませうから、その説得をお願いすることも大いにあるだらうと思ひます。

それから、桑名さんおっしゃいましたように、保護主義の台頭を防止するという大義名分というものは確かにみんな合意するわけではございませうけれども、その中でお互いの国々を持っておりますだけに、いわゆる原則自由、制限例外、その例外というものを意識した発言等も個々の場においては確かにそれはそれぞれの国々によつてございませう。しかし、開発途上国の説得はASEAN、そして私も今度十月がIMF、これは今度韓国で行われるわけではございませうが、これらの場所でも積極的に行つていかなきゃならぬ課題だというふうな問題意識は持つておられます。

○桑名義治君 先ごろ藤尾氏自民党政調会長がASEAN諸国を、四カ国でしか、歴訪されておるわけではございませうが、このときにさまざまな約束をされておるようではございませうが、この問題に対してはどうかどういうふうに対処されようと思ひます。おられるのか、そのところをお聞かせ願つておきたいと思ひます。個々の問題について少し細かく詰めたと思ひます。個々の問題について少し細かく詰めたと思ひます。個々の問題について少し細かく詰めたと思ひます。

で、総括的に御答弁を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 藤尾政調会長のASEAN四カ国歴訪に際しましては、貿易の分野に限らず、投資、援助等も含めて幅広い意見交換が行われた。この間、私、かなり時間をかけまして、藤尾さんの報告を聞きました。一國一國について詳しく説明がございました。そして、同行した三十

名の各省のスタッフがそれぞれその間に自分のカウンタパートを求めてその交流関係を深めていったという、随分配慮の行き届いた報告だというふうに私は聞いておりました。

特に個別品目につきましては、インドネシアは、合板の関税の引き下げでございます。これは、アメリカといわゆる針葉樹の問題だけをやっていないじゃないか、実際問題としては我が方のインドネシアの広葉樹合板の方が日本の市場も大きいしと、これに対する要求がありました。これについては藤尾さんは、三年目にはきちんとやります、それまでに五年ぐらいかかって国内対策をきちんとやりますということを申されたようであります。

マレーシアは、まさにパーム油であつたと。パーム油が象徴的な品目になっておりまして、実際にパーム油の三割を〇%にしても直ちに猛烈には、パーム油を毎日がぶがぶ飲んでるわけでもございませんで、象徴的なものであるが大きな期待はできませんよということもきちんと申されたという報告でありました。

タイは、申すまでもなく骨なしでございます。骨なし鶏肉、本当のところは焼き鳥と言った方がわかりやすいございまして、アメリカのやつは大きい分で国内と競合しませんが、まさに焼き鳥でございますから、これについてはアメリカの骨つきの分と我が方とのバランスを失しているという点について、これも象徴的なものとして関税率の格差は正問題があつたと。これに対しては、徹底した前向きの方策をとるべきであるという意見を付しての御報告があつておりました。私も、なるほどそうだろうなと思ひます。

フィリピンについては、バナナの関税引き下げと、パイナップル缶詰の輸入枠の拡大等が問題として取り上げられたということでございまして、いづれにせよ、ASEANの期待というものが大きいだけに、また、日本の対外経済対策がアメリカだけに向いているんじゃないかというような印象を与えることはこの際避けるべきであるとい

う観点から、大変な成果を上げたというふうに私も評価をしております。

特に、サミットの模様を総理の御配慮で藤尾ミッシェンに毎日電信で送つておりました、そのことでこれは私もさすがだと思ひましたのは、総理がサミットの場でも、私は日本国の首脳であると同時にアジアの代表でございまして、そのアジアは、かつて迷惑をおかけした国々の方が私の発言に対して関心を持っておられますという前提の御発言がございまして、それらは非常に感銘深く受け入れられたというふうな評価を聞いておりました。

ただ、シンガポールとか、今度行かなかった国でございまして、それらも必ず適当な機会を見つけてやうばり藤尾ミッシェンが行くべきではないかというふうな表現もつけ加えて御報告を聞いて、私も、これは大変にいいことだったなあ、こういう印象を率直に受けた一人でございまして。

○桑名義治君 終わります。

○近藤忠孝君 ことしのサミットに先立って、大蔵省は二つの文書をまとめております。一つは手元にいただきました「国際収支黒字構造論の検討」、もう一つは「経常収支黒字と内需拡大論について」というんです。この後の方の文書は、要求したんだけれどももらえないんです。これはなぜですか。

○政府委員(北村泰二君) 今お尋ねのございました「経常収支黒字と内需拡大論について」という文書のことでございまして、この御指摘の文書は、大蔵省内で行われました報道関係者との勉強会用の資料ということで準備し、これを使ひましていろいろ議論をしたたき台といたつたような文書でございまして。したがって、大蔵省の何か公式の見解をまとめたというふうなものではないかと思ひます。その趣旨を申し上げたのではないかと

○近藤忠孝君 そういふ文書であっても、こちらの要求したものはくれないと思ひますね。報道によれば、「黒字解消には財政支出の拡大は

無力」との主張を展開した」と。大蔵省の見解を国会議員が聞きたい、そう言っているのになぜよこさぬのか。これは文書としてまとまっているんでしょうから、よこしてもいいんじゃないですか。

○政府委員(北村泰二君) 文書の性格は今申し上げたようなことでございまして、大蔵省の考え方について御説明させていただくということはやぶさかではございません。

○近藤忠孝君 じゃ後で文書をいただきたいと思います。

○政府委員(北村泰二君) 承知いたしました。

○近藤忠孝君 そこで私は、主にいただいた文書「国際収支黒字構造論の検討」というところに基づいて質問をしたいと思ひます。

この中で、黒字について分析した結果、いわゆる黒字構造論、貯蓄投資のバランス論、国際収支の発展段階論、こういうものに対して否定的な見解をとっておるんです。経常収支の不均衡はいずれ為替相場の変動を通じて調整されるという、こういう立場です。したがって、現在の我が国の大幅黒字の主な原因はアメリカの高金利による我が国からの資本流出にある、こういう考えが示されたと思ひますが、大蔵省の考えはどうですか。

○政府委員(行天豊雄君) まず最初に一言お断りしておきたいのは、この今御指摘のございました「国際収支黒字構造論の検討」という文書の性格でございまして、これは私どもが委託調査ということで三井銀行に委託をしたわけでございまして。したがって、その文書の内容はあくまで委託先である三井銀行の見解ということでございますので、大蔵省の見解ということじゃないということをお断りしておきたいと思ひますが、一言お断りしておきたいと思ひます。

私どももこの国際収支黒字構造論という議論そのものには大変興味を持っておりまして、それが委託をした理由だったわけでございまして、この三井銀行の見解では、御指摘のように、どうも俗に言われている国際収支黒字構造論というのは余り当たらないのではないかという結論が出て

おるわけでございまして。私どももかねてから部内いろいろな議論をしてまいつたのでございまして、けれども、確かにこの黒字構造論というのは学問的には非常に面白い問題だと思ひます。ただ、それでは今の日本の黒字が本当にどう構造的なものであつてどうにもならないのだというふうな議論であるとする、これにはいささかどうも承服しかねるような問題が多いんじゃないか。例えば、現在の黒字は、私ども見ておりますところ、相当な部分が、先ほどから話も出ておりますけれども、米国の景気拡大が非常に急速であつたということであるとか、あるいはドルが全面高になつてアメリカの輸出競争力が非常に弱つておつたとか、あるいは石油を初めといたします一次産品市況が非常に低迷しておつて、日本の輸入が金

額的になかなかふえないというふうな理由もろろの理由があつたのだらうと思つておりますので、果たして現在言われております黒字構造論というのはこういう事情をどう説明するのだからかというふうな疑問は、もちろん当然持つておるわけでございまして。

したがって、私どもはもう少し十分この文書を研究したわけじゃないでございまして、大蔵省はどう思ふかという御質問に対して確定的にお返事できないで申しわけないのでございましてけれども、私どもも、少なくとも現在の日本の経常収支の黒字というものは、その相当な部分というものが、今申しましたような、言うなれば日本にどのような性格のものでない要素によつておるのじゃないかなという感じを持つております。

○近藤忠孝君 我が国の経常収支の黒字の原因がアメリカの高金利であるというところは明らかだと思ひますし、またサミットでも、アメリカの高金利の原因である財政赤字を抑制するということが問題になつてきたということは、今までも議論されてまいりました。

そこで、アメリカの財政赤字大幅削減の問題ですが、その一つとして国防予算です。最初レーガ

ンの教書では前年比一〇・六%の三千二百二十二億ドルという巨額なもので、歳出の二九・三%を占めるものでありましたが、連邦議会でこれを大幅に削減すべきだということで、上院では実質〇%の伸び、下院の方では名目〇%、ですから実質では若干減額、こういう決議がされたという報道に接しております。

そこでお聞きしたいのは、アメリカのこういう議会の審議状況及びその見通しはどうなのか。これは財政赤字を削っていく一番大きなものだと思ふので大変興味があると思うんですが、その点どう考えられていますか。

○国務大臣(竹下登君) 八六年度米國予算で、二月に大統領教書が議会へ出て、それから上下両院におきまして審議が行われ、そして予算の枠組みを決める予算決議案というのが今月の十日上院本会議、それから十六日が下院本会議で終わつたわけでございます。両院の決議案は、赤字削減額について八六年度各五百六十億ドル、これは一緒でございます。

中身は、国防費、社会保障は具体的な削減内容に上下両院が違つております。すなわち国防費については、上院案は実質伸び率をゼロ、下院案は前年度同額、実質ベースでは減額ということであり、上院案は物価スライド凍結、下院は物価スライドは現行どおり。

今後につきましては、下院本会議における予算決議案の採択が行われた後両院協議会において予算決議の審議が始まることとなろうと思われませんが、上下両院の対立点である国防費と社会保障費の取り扱いがどうなっていくかというのが、一般的に注目をすべきものであるというふうに考えます。

これは、コメントをどうするかということになりますと、それはアメリカの国会の御意思のことでございますからコメントをすべき問題ではなからう。関心を持って見ておられるということであることは事実でございます。大統領の予算教書で示さ

れました削減額五百億ドルを五百六十億ドルとしているわけでございますから、いわゆる議会に於かれても歳出削減の熱意はそこに示されたものというふうに理解をしております。

○近藤忠孝君 これは、議会というよりも、むしろ国民の中にレーガンの軍拡的な行き方に対して大変な批判があつて、それがやっぱり反映したものだ、さつきから言われているとお互いに選挙をやる身ですから、ということだと思ふんです。そして、単にこれはアメリカ国民にこういう影響があるだけじゃなくて、実は財政赤字の拡大、その主要な部分が軍拡ということであり、結局世界的に高金利を広げることによって全世界国民に影響を及ぼしている、こういうことは当然だと思ひます。

そこでやはり、このことについてサミットで財政赤字解消ということであれば、この面について日本としては大いに発言があつてしかるべきじゃないか。軍拡を抑えて財政赤字をせひ縮小してほしいということを言つてしかるべきだと思ふんですが、さつきコメントを避けたいとおつしやつたけれども、むしろそれをやるべきじゃないんではうか。

○国務大臣(竹下登君) 一方、軍縮というものに対して関心を持ち、そしてサミットにおきましても、財政赤字を削減すべきであるということはいゆる自己認識としてアメリカの「大統領領」であること宣言に書かれているわけでございますから、——アメリカとフランスは「大統領領」ところ書いてあります、これは元首でございますから。あとは「日本政府は」とかいふふうに書くわけでございますけれども、したがつて、そのことはアメリカ自身も認識して宣言に出されたことであるから、そういう方向を我々は期待しております。

○近藤忠孝君 日本の場合には、市場開放とか、先ほども指摘されていることの約束ですね。いわばこれは世界に向かつての公約です。日本がそういう公約を実現していくのだと思ふんですが、と

なれば、日本政府としてもアメリカに対して、ぜひやつてほしい、やるべきだということを強く求めてしかるべきじゃないか。特に、具体的に議会で軍拡に対してそれを削れということが問題になつておれば、まさにそのときを言つてしかるべきだと思ふんですが、その点どうですか。

○国務大臣(竹下登君) これはやっぱりアメリカの議会の決めるべき問題でございます。それじゃ日本だつて、よその国から日本の議会はこう決める……

○近藤忠孝君 議会じゃなくて、大統領に対して、政府に対して。

○国務大臣(竹下登君) アメリカの政府に対しては、政府の方針は出ているわけでございますから、それに対してこれからは議会がどう決めるかという問題でございますので、アメリカ自身が財政赤字の点についてはきちんとデクレアしておられるわけでございますから、私は、その方向で物が進んでいくことを期待しておると思ひます。

○近藤忠孝君 期待ということですが、次にアメリカの税制の問題です。

昨年米財務省から大統領に報告された税制改革案では、中立的な税制改正であるということであり、先ほど大臣からも話がありました。その報告書です。三巻あるというんですが、その三巻を日本政府は入手しているのだから見せてほしいと言つたのですが、これも見せてもらえないんですね。これは大変膨大なものなんですか。

んです。そこで、付加価値税についてどういう検討をしているのか。そして大蔵省は、アメリカが間接税増税の方向をやはり進もうと見ているのかどうか、その点どうですか。

○政府委員(梅澤節男君) 間接税と申しますか、消費型の付加価値税につきましては、ただいまの三巻のうちの第三巻は、かなり大部なものでございますが、各種のシミュレーションを行つておりまして、メリット、デメリット非常に詳細な議論の記録がございます。ただ、十一月に発表されました財務省の財政改革案というのは、先ほど大臣もお触れになりましたように、税収には中立ということで現行の個人所得税と法人税を中心に基本的に見直すということでございます。これは税制にすぎないわけでございますけれども、少なくとも近い将来アメリカがそういう付加価値税を導入する意図を持っておるというふうにむしろ考えない方が正確ではないか、恐らくそれが正しいのだらうというふうに私も私どもは考えております。

○近藤忠孝君 幾つか質問通告の途中のを省略して、最後の点です。

市場開放策の切り札として、関税引き下げ時期や幅を政令で定める権限を政府に与える関税弾力化法の制定を検討し始めたのではないかと、こう言われておりますが、事実かどうか、まずその点。

○政府委員(矢澤富太郎君) ただいまの御指摘は、御承知のように、去る四月九日の対外経済問題諮問委員会から提出された報告書におきまして、関税、いろいろございまして、一番末尾に「なお、一定条件のもとに暫定税率を施行しうるような授權法についても検討する必要がある。」と記されているわけでございます。同じ日に発表されました対外経済対策におきまして、これがアクションプログラムの一部をなすものでござい

ますので、その骨格について七月末までに結論を出すという決定がなされているところでございまして、私どもとしてはそれを受けて今後対応するところでございます。

だから、それは神様には違いないが、神様にもやっぱり間違いがありますから、その間違いはしつかり出してもらおうということです。これは何も実調率をややしてくれと言っているんじゃないです。実際の統計に出てくるんだから、それをもう少し現在の、古い言葉で言えばある意味においては困難です、それに活用する方法はないかというのを私は申し上げておるわけなんですけれども、もう一回大臣にひとつ伺いたいですね。

○国務大臣(竹下登君) それは神様にも時には間違いもあるでございましょうが、そうして把握したものを今年度の税収見積りの中へ織り込んでいくわけにございまして、把握したものを。あらかじめこれぐらいあるであろうというので組んでいくのとは、おのずからそれは性格が違ふのじゃないかなというふうに御理解をいただきたい。

○青木茂君 しかし、年度の新しい税収見積りをする場合に、新しい年度の把握なんかはわからないのだから、要するに前の年の、あるいは過去の実績平均みたいなもので盛り込むわけですね。

ですから私は、そこなんです、この際は通念、常識というものを越える。ほかに財源が見つかるばいんです、何もこんなことをやらぬでも。けど、もう内需拡大論というのは、がっつとやらなきゃならぬんだから。何とかやらなきゃ、国際的に孤立してしまうのか、孤児になってしまうんですよ、余り理屈とか通念とか常識だけで考えておると、それを非常に心配するから、思い切った私一案として出したいです。内需拡大、ほかにいい方法があれば、やっていただければそれはそれに越したことはないです。しかし、世界が注目しているということです。

それから、もう一つ。ちょっと話題が飛びますけれども、内需拡大につきましても少し規制緩和とか、例えば土地が百坪ある。百坪あって、家族の多いときは百坪の上へ建てた家が必要であった。ところが家族がだんだん結婚して去っていった場合に、百坪の家なんか必要ない、老夫

婦は半分いい、あるいは三分の一の土地でも十分だ。そうすると、残り半分とか三分の二を売りたいんです。売りたいんだけれども、税制上非常に過大な税負担になってしまつて売りに売れないという点もあるわけですね。

それから、あるいはここは何メートル以上の高さの建物を建ててはいかぬというような規制がある。そういう規制があるものだから、本当は建てたいのだけれども建てられない。だから、そういう規制というものを思い切つて緩和をしようということになる、私はかなり消費が刺激されるところでございまして、一回再検討する作業とも、これも要する振るって一回再検討する作業とも、これをやっていたらどうかと思うんですけれども、これはいかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 建築等について特に制限が多い。これはサミットでも何でもか聞かれまうと、基本的に言えば、アメリカの二十六分の一の面積で、可住地面積は大体一人当たりにするの四十倍向こうがあるわけなんです。こつちが四十分の一しかない。したがって平地面積の利用のためにはいろんな工夫があつて制限があるということと、もう一つはかつての地震国というの確かにございまして。そういう制限を緩和しようというので行軍審で今、七十項目ぐらゐあるそうでございまして、それを今一つ一つ点検していただいて、近々というか、七月でございまして、結論が出る。今おっしゃるような方向をだれもが考えているんじゃないかなというふうに私も思っております。

○青木茂君 その点はよくわかりました。ひとつよろしくお願いしたいと思います。ひとつそれからお願ひをしたいと思います。公共事業なんですけれども、私は公共事業も必要だと思ふんだけれども、穴を掘つたり埋めたり、埋めたり掘つたり、例えばガスと水道を一緒にやれば済むやつを、別々に別々の業者がやつて、大体きのう私の家なんかは、夜中の一時から始めて明け方の五時まで水道工事をやっていたんですけれども、

も、聞いてみたら商店街の都合だとか。サラリーマンの住宅地に商店街の都合でやられちゃかなわぬじゃないかと言つたんですけれども、どうも私は少しGNPのむだ遣い、公共事業というのは本当に国民経済に対して意味があるのかないのか、公共事業のための公共事業に終わつてしまつてという弊害があると思ふんです。

そういう意味において、私は、これから公共事業というのを考えるには、私は、事業を取つちやつて、民活をやるんだから、民間の仕事に金が足らぬ場合の利子補給みたいなものに少ない予算であつても使つたらどうか、政府みずから事業を発注するのではなしに。それが民活につながると思ふんですけれども、これはどうでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 利子補給をやる民活方式といへば、将来の課題として、恐らく関西空港とかそういう問題にも出てくる課題だと思ひます。今でも特利でやつておるとすれば、地域開発とかあるいは都市再開発の駅前広場とか、開発銀行の金を打ち込んでその利子がある程度補給してやる、こういう政策があると思ひますので、そういういわば一般財源である生の金を使うことなく民間活力に對してのインセンティブを与えるような政策というのは、事業費を確保するためにもより必要になつてくるんじゃないかと思ひます。それは道路公団にしてもスイス・フラン建て債を入れたり、いろんな工夫をしておりますし、それから縦貫道は別として、横断道になりますと必ずしもベイスンというところになれば、三%を上回るところは補給するとか、そんな知恵は出してありますので、民活の事業が行われる可能性のある環境づくりの公共事業というものをやるのがいいことじゃないかなというふうに思つております。

○青木茂君 そちら辺のところは、よくわかつたようなわからぬような話なんです。もう時間があと二分ですから、お答えをいただいた時間的余裕がございませんから、ちょっと最後にお意見を申し上げますけれども、これは大蔵委員会より外務委員会かもしれないだけども、対米黒字は何も私、日本だけじゃないと思うんですよ。これちょっと教えてくれませんか、対米黒字の数字。

○政府委員(行天豊雄君) 米国の統計によりますと、昨年の米国の赤字が全体で千二百三十七億ドル、これは貿易収支でございまして、でございまして、そのうち対日本の貿易赤字が三百七十億ドル、これは前年、一九八三年に比べて百五十三億ドルの増加でございまして。そのほか、カナダに対する赤字が二百五億ドル、これは対前年比六十二億ドルの増加。それから中南米諸国に対する赤字が百八十億ドル、これは対前年比三十三億ドル増。それから、EC諸国に対する赤字が百三十四億ドル、これは対前年比百十八億ドル増。台湾に対する赤字が百六億ドル、これは十一月まででございまして、これは前年比三十七億ドルの増といふことになっております。

○青木茂君 ありがとうございます。それで、にもかかわらず、袋だたきになつてゐるのは日本だけ。これはどういふことなんだろう。例えば徳川幕府でいへば、日本は外様大名であつてほかの諸国は譜代大名だから余り文句をつけないといふことでは、日本はアメリカに對して譜代大名だと思つておるのには実は外様としか見られていない。私は何か、これは外交政策に問題があるのじゃないかという気がして仕方がない。ですから、これも笑われてしまふことだけれども、私は対米黒字国のサミットが何かやつて、全体としてどうやつてアメリカに對応するかといふことを考えるのも必要だと思ひます。ほかに、日本だけが問題にされてゐるにもかかわらず、日本だけが問題にされてゐることは少しおかしいんじゃないかという気がして仕方がございません。

終わりますけれども、大蔵大臣、上があるんだから、大蔵大臣以上の。ある委員会と言つたんですけれども、だめですよ、松平定信だとか水野忠邦だとかいう印象を与えたら。それは極端なイン

フレ政治家になつても困るけれども、デフレ政治家というの余り未来がないですね。井上準之助さんもそうです。ひとつここで竹下ビジョンを、きょうは時間がないですからいいけれども、思い切った黒船時代の竹下政治ビジョン、これをいつの日にか何かせていただきたいと思ひます。

質問を終わります。

○委員長(藤井裕久君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

午後一時五十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時五十二分休憩

午後一時五十二分開会

○委員長(藤井裕久君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案及び登記特別会計法案の三案を便宜一括して議題といたします。

三案につきましては、既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鈴木和美君 まず私は、大変恐縮ですが、原則的なことを伺っておきたいと思ひます。

政府系金融機関は現在、二銀行と九公庫だと思ひます。従来、医療金融公庫がございましたが、統廃合の関係で九公庫だと思ひております。

そこで、この政府系の金融機関のそれぞれの設立の目的というのを見てまいりまして、各根拠法第一条を全部改めて見させていただきました。

この中で、日本輸出入銀行、それから日本開発銀行、北海道東北開発公庫、それに公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、この五つが、それぞれ根拠法の第一条を読みますと、一般の金融機関が行う金融を補充する、または奨励する、こういうふう書いてあるわけですが、この補充と

いう意味合いはどういう意味合いなのか、まずお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(吉田正輝君) 確かに先生御指摘のとおり、それぞれの設立根拠法におきまして、民間金融機関を補充し、または奨励すること、あるいは一般の金融機関が融通することを困難なものを融通することとされていることは、御指摘のとおりでございます。

その補充の意味でございますけれども、これは民間金融を補充するというところでございますけれども、具体的には、例えば貸し出しの場合に、一定の融資比率、民間に對しまして、政府金融機関がこれだけの融資比率に限定するとか、あるいは融資限度額の設定、例えば国民金融公庫などにおきましての貸出限度額のような、限度額の設定というふうな分け方が一つございます。それからもう一つは、民間金融機関の補充でございますので、協調融資を行うということが第二番目でございます。それから第三番目には、これは融資対象者の取引先でございます民間金融機関等と十分連絡をとっていくというふうな措置により、このような原則の実行が図られておるわけでございます。

○鈴木和美君 こちらに來るときに私今、辞書を引つ張つてきたんですが、補充という意味は、「足りないところをおぎなつて完全にすること」というのが日本語の辞書なんです。それで、私まだ素人ですからよくわかりませんが、九公庫の方は結構でございますから、特に今法案が輸出入銀行と開発銀行ですから、輸出入銀行と開発銀行のいわゆる補充というものはどういうことをやるうとして設立されたのかということ、もう一度答弁してくれませんか。

○政府委員(吉田正輝君) 輸出入銀行及び開発銀行につきましては、それぞれやはり法律の目的にございまして、まず第一に、輸出入銀行について申し上げますと「金融上の援助を与えることにより本邦の外国との貿易を主とする経済の交流を促進するため、一般の金融機関が行う輸出入及

び海外投資に関する金融を補充」、それから日本開発銀行の方は「長期資金の供給を行なうこと等により産業の開発及び経済社会の発展を促進するため、一般の金融機関が行なう金融等を補充」、こうまず法律に目的が書いてあるわけでござい

ます。これは歴史的、経済的に見てまいりますと、そういう法律的目的がございましてそれぞれ昭和二十年代に設立されたわけでございまして、時代の変遷に従ひましてそのときの政策ニーズはございまして、だいたい申し上げたように、片方は対外経済関係の金融につきましての補充、それから開発銀行につきましては長期資金でございまして、総合的な金融を行うことについての補充、先生がおっしゃいます、それはもちろん民間金融機関と協調いたしまして、例えば輸銀の場合ですと七割程度などが基準になっておりますし、開銀につきましては例えば融資比率につきまして四割程度などが一つの基準でございまして、そういうふうなことで、補ひまして完全な形にするというふうなことで補充を行っているというところでござい

ます。それぞれ、時代的にはその政策ニーズの変遷によりましてそれぞれの役割は変わっておりますが、基本的には、今申しました対外経済関係を輸銀が、日本開発銀行は総合的にと、こういうふう

に申し上げることができると思ひます。

○鈴木和美君 輸出入銀行と開発銀行の根拠法の中でたった一つだけ私は違ふことを感ずるんですが、これはどういう意味なんでしょう。

例えば、輸出入銀行の方の根拠法の一つは「海外投資に関する金融を補充し」と書いてあります。それから開発銀行の方は「一般の金融機関が行なう金融等を補充し」と書いてあります。この「等」というのはどういう意味ですか、どう違うんですか。

○政府委員(吉田正輝君) ただいま、金融の機能といたしましては、大きく広義で申しますと融資、保証、それからあるいは場合によっては出資

も入るかもしれませんが、この場合に、輸出入銀行の場合は金融は狭義の厳格な意味での融資だけに限っておりますけれども、開発銀行の場合には出資が入っておりますので「金融等」という言葉になっておるといふふうに理解しております。

○鈴木和美君 この「等」というものは、開発銀行の場合には出資も含まれているというふうに解釈していいんですね。

○政府委員(吉田正輝君) 御指摘のとおりでございます。

○鈴木和美君 そうしますと、今回法改正で、出資をするということが一つの大きい目玉になっているわけですか。だから法律を改正したいと言っているわけでしょう。何も改正する必要はないじゃないですか。

○政府委員(吉田正輝君) 当初の日本開発銀行ができましたときには出資は入つてございまして、したけれども、ただいま、非常に限定的ではござい

ますけれども、大規模工業基地について、その必要がある場合には出資ができるという、規定を申し上げさせていただきますと、現行法上ござい

ます規定でございまして、ただいまの開発銀行法の第十八条、業務の範囲の中の第五号でござい

ますけれども、「産業の開発の程度が低く、その振興を促進する必要がある地域において大規模な工業基地の建設事業を行なう者に対し、大蔵大臣の認可を受けて、当該建設事業に必要な資金の出資をすること」ということで、極めて限定的でござ

いますけれども、昭和四十七年にこの出資の事業の実施があるわけでござい

ます。そのときに「目的」も「金融等」という言葉にいたしまして、補充の内容を明らかにした次第でござい

ます。○鈴木和美君 今度の法案の中身を見てみ

ますと、今局長が読まれたようなことが確かに書いて

あります。これはこの前省からもらった資料の中

でも、日本開発銀行の昭和二十六年四月二十日と

いうこの設立のときに根拠法第一条にどう書いて

あるのだと言つたら全部これメモつてくれたんで

すが、そのときから「等」というのは入っていたんですか、今のお話のように昭和四十七年から入ったんですか、どちらなんです。

○政府委員(吉田正輝君) ただいま私が申し上げましたとおり、四十七年に融資の機能をつけましたときに「等」を追加したわけでございます。

○鈴木和美君 そうしますと、今回、融資をするというの、後は議論させていただきますが、特別に法改正をしなくとも、前段の産業の開発というところに全部くくってやるということではできなかったんですか。改めて抜き出してエネルギーとか都市の開発とかというようになことを入れなければだめだったんですか。

○政府委員(吉田正輝君) 後ほどまた御議論があるかと思いますが、やはり政府金融機関といたしましては融資が本旨であらうかと存じるわけでございます。それで、その中で、抑制的でありながら政策ニーズのあるものにつきまして例示して、限定的にその出資の範囲を決めてまいりたいというのが、今度の法律を御提案させていただきました内容の一つでございます。したがって、現行法第十八条第五号のところでは大規模な工業基地の建設事業を行う者に対して限定的な例示をしたわけでございますが、そのところを改めまして、新たな政策ニーズを限定的に例示的に掲げて、同じ第十八条第五号を改正させていただくというところでございます。

○鈴木和美君 よくわかりませんので後ほどまたこの時間でも議論させていただきますが、時間の関係もありますから次に進ませていただきます。

政府系金融機関というものは、今局長がお話しになったように政策目的を置いた政策金融ですから、そういうことから見ますと、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

政府系の金融機関というものは、まず一つは、資金運用部からの資金の金利に事務経費を上乗せして融資するような、独立採算制の機関というのが一つ。もう一つのグループは、逆ざやで低利融資して、赤字部分を一般会計からの利子補給などで

埋めている機関、こういう二つに大別して考えてよろしいでしょうか、間違ひですか。

○政府委員(吉田正輝君) そういう分け方は、委員がおっしゃいますときには、恐らく一つは輸開銀グループのようなもの、それからもう一つは例えは沖繩振興開発金融公庫とか公営企業金融公庫等、そういう公庫の二つに分けておっしゃっていらっしゃるようなことではないかと私は理解しておりますけれども、原則といたしまして、確かに輸銀、開銀につきましては、融資するなり保証するなりに当たりましては、収支相償の原則ということで厳密な審査のもとにその独立採算制を規定しているわけでございます。それ以外の政府関係金融機関については、そういう規定は特にはございません。ただ、全体として政府関係金融機関としては、補助金を最初から予定するということではなくて、金融機関としての健全性の原則は全般的に流れておりますが、輸銀、開銀につきましては特にしっかりと収支相償、独立採算の原則をうたっているものと理解していただいてよろしいかと存じます。

○鈴木和美君 きょう私があえて二つに分けたことは、逆ざやで低利の融資をして赤字部分を一般会計から補てんをするというように、住宅金融公庫とか国民金融公庫とかこういう問題があります。きょうはこの部分は時間がございませぬから別にして、つまり資金運用部の資金の金利に事務経費を上乗せして収支相償していくという部分について、これ今回の法改正の中心だと思っております。

そこで、私は昭和二十六年という戦後の復興時に政府の金融機関が果たしてきた役割というのは、非常に大きい経済復興に関する政策目的を達成したと思っております。そこで補完という言葉を使うときに、今回の法改正の中の大蔵省の説明にも書いてありますね、開銀及び輸銀についても環境の変化に対応して「量的補完から質的補完への転換を図り」と書いてあるんですね。それでこの補完というものが、量的補完というものと

と質的補完というものはどこがどういうふうに違うのか、もう一回教えていただかせませんか。

○政府委員(吉田正輝君) まず量的補完でございますけれども、私どもといたしましては、この場合は、民間金融のみによつては所要資金の絶対量が不足する場合、その不足分を融資するもの、それで先生のおっしゃいましたように完全に、量的に充足せしめるということと理解しております。

それから第二の質的補完でございますが、民間金融機関による融資条件ではプロジェクトの円滑な遂行が困難な場合に、一つは、金利あるいは期間あるいはリスクあるいは担保等の面で、プロジェクトの円滑な遂行を可能ならしめるような条件での融資を行うことであるというふうに定義づけることができると思います。

○鈴木和美君 非常にわかりやすく言えば、量的補完というものは金額総量のことであって、それから質的補完ということとは金利が安いということですか。そういうふうに理解していいんですか。

○政府委員(吉田正輝君) 質的補完の場合には融資条件において補完の役割を果たすというふうに申し上げましたわけでございますけれども、融資条件の中には、金利だけではございませぬで、例えば期間というようにものもございませぬし、時に限りましては、かなり限定されておるとは存じませぬけれども、例えば担保の点などのようなところがあると思ひます。

例示的に申し上げさせていただきますと、金利はこれは典型的な例でございますが、例えば輸銀におきましては、エネルギー資源の輸入投資金に付いては、通常長期プライムと同じ金利で貸している基準金利ではなくて、例えば六・〇から六・五、開銀の場合には、例えば代替エネルギー利用促進融資などについては五・〇％というように金利にございませぬ。

今度は期間について申し上げますと、開銀は例えば街区整備等のようなこと、それから国民公庫につきましては事業転換融資などで、例えば開銀

の今申し上げました街区整備は二十五年、国民公庫の事業転換融資などは十五年というようにことの長期的な期間補完をやっている。期間補完という言葉でよろしいかと思いますが、期間補完を行っている。

それから、リスクというふうに申し上げたわけでございますけれども、例えば開銀は新技術開発、商品化試作等につきましては、これはかなりリスクが大きいと考えられる融資でございますけれども、その民間がやりにくい分野、リスクがかなり高い分野においてやっているものについては、リスク補完をして民間を誘導しているということが言えると思ひますし、国民公庫などでは、よく言われておりますが、典型的には中小企業経営改善資金貸し付けなどでは無担保無保証融資などというところがございます。

各種のいろいろの融資条件の中での補完も質的にやっているということ、金利は典型的な最も大きな面とは存じませぬけれども、そういう面もございませぬというところでございませぬ。

○鈴木和美君 つまり、融資条件というものが質的な補完をするという場合の大きなポイントであるということですね。それは私もそう思ひます。そこで、そういう条件が満たされておった、また満たされる環境にあったということが、二十六年以降高度成長を引っ張ってきた一つのメリットという政策金融の非常に評価される面ですね。午前の質問の中にもありましたように、いろいろな取り巻く環境が変わってきているわけですね。そこで私は、日本経済がこれだけ発展をして、民間の金融機関が体力がついてきて、それで俗称政府関係金融機関のありがたみというものが薄れてきているというように、今報道や現況にあると思ひます。

そこで銀行局長は、今まで支えてきたこういうような評価点と、現在の取り巻く環境の中で政府関係金融機関が持っている問題点というものを一体どういうふうに整理されて、どういうふうにご説明してくれるのか、そんな長い時間は要

りませんから、お願いします。

○政府委員(吉田正輝君) まさに先生がおっしゃいましたとおり、政府関係金融機関は戦後の復興あるいは成長について評価すべき役割を果たしてきたと思いますが、その中心はやはり特定の政策目的を実現するため、先ほど来申し上げていることとさせていただきます。市場原理に基づく民間金融のみでは適切に対応することが困難な分野に資金を供給するというところでございまして、ただいままでの発展過程の中では、例えば住宅政策、農林漁業政策、中小企業対策等それぞれの政策分野で重要な役割を果たしてきたというふうに考えられます。

ただいま御審議の開銀、輸銀についてかいつまんでその評価をさせていただきますと、開銀は総合的政策金融機関というふうに先ほど申し上げましたけれども、国民経済のときどきの政策課題に対応して、昭和二十年代の経済復興、三十年代から四十年代の高度成長の推進や地域開発、近年におきましては省エネ等のエネルギー政策面や国民生活環境の整備等において、大きな役割を果たしてきたと考えられるわけでございます。

それから輸銀につきましては、先ほど申しましたように対外経済政策にかかわる専門的政策金融機関といたしまして、戦後の復興期には船舶を中心とする重機械の輸出を支援するということがより外貨の獲得に貢献し、また高度成長期にはプラント等の輸出の促進のほか、エネルギー資源等の開発輸入による重要資源の確保、海外直接投資の支援による我が国企業の国際化の促進等の面で、大きな役割を果たしてきたものというふうに考えられるわけでございます。

それで、今後のこととさせていただきますけれども、ただいま申し上げました歴史的に果たしてきた役割はなお存続するわけでございますけれども、今後は、開銀につきましては、創造的技術開発の推進、高度情報化の促進、民間活力の活用による社会資本整備等の面で、それから輸銀につきましては、輸入の促進や先進諸国との産業協力または累

積債務問題の対応等の面で、これが特に最近内外における経済社会のニーズと存じますけれども、こういうそれぞれの面につきましまして輸開銀はますます大きな役割を果たすことが期待されるという認識のもとに、今回の御提案をさせていただきます。このわけでございます。

○鈴木和美君 今回の法改正が提案をされました、これは日経新聞だったと思いますが、「民間金融界は融資の分野の拡大を警戒」というタイトルで、輸出入銀行法の改正というものは歓迎をするような考え方があがる開銀とか中小企業の方の関係の方はどうも歓迎をしないというふうな、民間金融界、または産業界の中でそういう受けとめ方をしているというように報道されているんですが、そういうような状況にあるというように見ていいんですか。

○政府委員(吉田正輝君) 先ほど来申し上げておりますが、戦後の復興あるいは高度成長において、確かに、それぞれ公的金融機関並びに民間金融機関は、資本の蓄積を行い同時に産業の金融支援を行うことによって、我が国の成長が官民の金融機関によって支えられてきたということは、これは大体我が国において定着した認識であろうかと思ひます。

しかしながら、安定成長に入りまして、金融の分野におきましては確かに量的にはかなり充足される面が強くなつてまいりましたので、従来公的金融機関によって補完されておりました分野、特に開銀につきましましては、長期金融の分野において競合する分野が出てきていることは事実でございます。しかしながら、その場合におきまして補完の役割という点は依然としてあるわけでございまして、長期の金融機関におきましては、収益性あるいはリスクの点というところでは、あるいは金利の面というところでは、補完し切れない面が依然としてあるわけでございます。

歴史的に見ますと、開銀は、戦後の復興期においては電力、鉄鋼等の復興、発展にも随分力をいたしましたし、その後社会開発の面あるいは都

市開発の面で、あるいは公害防止等の各種の面において、あるいは船舶、海運の面におきましても重要な役割を果たしてきましたが、最近におきましては、そういう意味で若干競合するところが出てきていることも事実でございますので、ただいまの先生が御指摘になりましたような面がございました。そこで、私もいたしましては、民間金融機関と今回の法改正に当たりましては十分に意見を交換いたしました上で、その上での法案の提出を行わせていただいております。

○鈴木和美君 もう一つ自分の意見を言う前に聞いておきたいことがあるんですが、これはどなたに聞けばいいかわかりませんが、先ほどの午前のお話じゃございませんが、金融の自由化というものが非常に急テンポに進んでくるであろう。また、ある面では、民間の貸出金利の面では自由化が促進されているわけですね。そういう金融の自由化というものがもたらす政府金融機関への影響というものは、どういうふうに考えればいいんですか。

金融の自由化というのが非常に急テンポに進んでくるということが、もちろん民間金融機関にも影響があります。しかし、政府関係機関に対してはどういう影響を今もたらしめているのかということ、どういふ影響を今もたらしめているのかということ、どういふふうに集約して私は理解すればいいんですか、それを聞かせてください。

○政府委員(吉田正輝君) 金融の自由化は、大きく分けて金利の自由化と結局業務の自由化というふうに分けられると思うわけでございます。特に、今の政府関係機関に対する金融の自由化の影響は、金利面において大きいというふうに私は認識しております。金利面におきましては、金利の自由化、特に長期金利の分野におきましては、国債の大量発行を背景といたしまして、実勢化、自由化が実現しておるわけでございます。したがって、そういうことで長期金利が自由化、実勢化の中で、低下するなりあるいは自由に動くというふうな傾向にあるわけでございます。それから、その長期貸し出しにおきましても、民間金融

機関では、これは業務の自由化ということで言うてよろしいのかどうかかわかりませんが、例えば長短ミックスで長期の金融を長期プライムよりも安く貸し出すというふうな現象も出てきておるわけでありまして。それは一方で、長期プライムのいわゆる形骸化というふうなことが指摘されているわけでございます。

それに対しまして、資金を財投資金から仰ぐわけでございますけれども、財投資の金利というのは預託金利を基準として貸し出すわけでございまして、一方貸出金利の基準となります長期プライムはかなり密接に動く、預託金利の方は余り動かないというふうなときでございます。すると、長期プライムが下がるときなどにはややこの貸出金利の面におきまして厳しい競争にさらされるといふようなこと、あるいは政策的ニーズをミートするに果たしてどうかというふうな問題も出てくるわけでございます。もちろんその長期プライム、基準金利以外に特別な金利というものもございまして、政策ニーズに合わせて長期プライムよりも低く貸し出すことができるわけでございすけれども、そういう意味で、金利の面での自由化の面につきましましては、相当に政府金融機関に対して影響するところが大きい。そこでそういう金利自由化の中におきまして、量的補完よりも質的転換ということ、質的な面、低金利あるいは政策金利によって供給する面だけではなくて、質的な面を補完させていくということを今回の提案の一つの柱と考えておるわけでございます。

それから、先ほどのこととさせていただきますけれども、民間金融機関との競合ということがございまして、私どももいたしましては、そういう点も考慮し、あるいは財投資の今後のことも考慮し、その融資態度については質的な方向に重点を置きつつ、財投資の依存度についても抑制的な方向で依存度を下げることといたしております。

○鈴木和美君 大蔵大臣にお尋ねします。今、出口の方の問題についていろいろ見解を聞いてまいったんですが、私は現在のこの金融状況

というのを見てみますと、政府系の金融機関が行わねばならぬ補完すべき役割というんでしょ、それは非常に今低下しているというのが現実だと思ふんです。それは高度成長時代の資金を必要とするときはよかつたわけでしょうが、最近の状況というのは資金のたぶつきというものが現実にあると思ふんですね。それからもう一つは、民間の機関自身が外債発行などによって外貨による調達もできるようになったし、それから時価発行の増資もやったり、転換社債を発行するとかというようなことで、企業自身も銀行離れといふようになります。もちろん金融の自由化というものが、今のお話じゃございせんが、長期プライムレートを下げてもう自由に民間がやっているような状況でしょう。そういう中で政府関係金融機関が何か仕事をしようということになれば、言葉はいろんな言葉を使ったとしても、実態は民間金融機関のところに手を出さない限り仕事を守れないというふうな状況に私はあるんじゃないかと思ふんです。

ということとは、長期プライムレートがつまりあつてなきがごとしというふうな状況のときには、政府関係金融機関も勢いそのことのおおりに食うわけですから、今のような状態のまま推移していくということとは考えられないんですよ。これでいいのかということになれば、私はそんな状況というものは早晩崩れちゃうんじゃないのかなというふうな展望を持っているのですが、そういう展望について私の考えというのは間違っていないでしょうか、大臣の見解をお尋ね申し上げます。

○国務大臣(竹下登) これは戦後一番最初は復興金融公庫でございまして、そういう政策金融機関ができて、きょうも御審議いただいたりしております。そういうものがそれなりの役割を果たしてきた。それは、開発途上国であったとは言いませんが、いわば今日の世界に冠たる経済国家ではもちろんない時代であったから余計そういう政策金融機関の、下世話な言葉で言えばありがたみがある

つたんじゃないか。それが、こういうふうな成長してきまして、今御指摘なさいましたとおり、いろんな手段でもって資本の調達をやっておる、それがさらには国際化していく、こういう時代には、政府機関の持つところの従来の範囲というものは、私はそれはだんだんニーズが変わっていくだろうと思ふ。しかし、あくまでも補完機関であるという認識の上に立っていきました場合には、研究開発の面でございまして、あるいはまた、いわゆる海外経済協力の一環としての政策金融の果たす役割でございまして、かような点については、補完ということに徹していきますれば、私は適切に対応することによってその使命はやつぱりずっと続くものではないかというふうには思ふます。

恐らく鈴木さんのお耳にも時に入つたことがあろうかと思ふますが、近ごろ、民間金融機関と競争して貸し付けの相手を探しているんじゃないかと、そういう批判を私も耳にしたことがございまして、あくまでもそのときの社会的ニーズに対応したところの補完機関であるということに徹する限りにおいては、社会経済のニーズが大変変化してまいりますから、私は政策金融としての役割は引き続きあるものじゃないかというふうな考へております。

○鈴木和美君 もう一つ、見解をいただくに当たつて聞きたいんですが、今回の開銀法の改正をめぐって開銀は、現在あれは十一倍だったですか、開銀の法定与信限度倍率というのですか、あれが十一倍というように規定してある。ところが開銀側は、これの改正に当たつて、十一倍を十二倍にしてこれという申し入れをなさつたということを開いているのですが、それが結局は実現されなかつたわけでしょう。

で、十一倍というものがずっと続くのか、なぜ十一倍を十二倍にするということが実現できなかったのか、理由は何か、ここをちょっと聞かせていただきたいんです。

○政府委員(吉田正輝君) ただいまのところ与信

限度倍率は、先生が御指摘のとおり、法律上十一倍になつておるわけでございます。

与信限度倍率は、資本金と法定準備金を分母といたしまして、貸付残高と保証残高と出資残高、開銀の金融活動を分子とすることにしたしまして、いわばその自己資本分の与信ということが与信限度倍率であることは申すまでもございせんが、ただいまそれが十・八倍ということで法定の十一倍にかなり近づいていることは事実でございます。

これを見送りましたのは、ただいま先生なども御指摘がございましたように、民間金融もかなり力がついてきているというふうな現況、あるいは大臣がただいま申し上げましたような民間金融に対する補完の原則等を総合的に勘案いたしましたので、それからこのたびの法律の御提案の趣旨は量的補完よりも質的補完への転換ということでございますから、今回この引き上げを見送つたものでございまして、この開銀の出融資規模につきましましては、今後も抑制的に運用しまして、当分の間はこの限度倍率の引き上げは行わないということにしておるわけでございます。

○鈴木和美君 大臣、今なぜそれを尋ねたかという、質的補完という言葉は言葉としてはわかるんですが、質的補完。けれども、その質的補完というものが実際に実行される時にどういうことになるのかということ、私ちょっと描けないんですよ。つまり、今までの量的補完から質的補完にするというのであれば、もっとわかりやすい素人向きの言葉で言えば、縮小均衡論みたいな、そういうふうにつまり、政府系というか財投とかそういうものがこれから進んでいくのか、やっぱり今までもどおりにやっていくのかというふうなことの疑問点があつて、ちょっとびんときない。

それからもう一つは今度は、後ほど理財局長にお尋ねしますが、入り口の方ですね、郵便貯金にしてもそれから保険にしても、今までのような集金そのものも非常に下がってきているわけであ

ね。だから、今そういうことが現象としてあつて、それが根本的理由だから縮小均衡の方へつまり質的補完ということをやっているのか。そうじゃないと、本当にもういゆる産業界にしても民間金融にしても、政府出しゃばるな。出しゃばるなというところを大切にしたいということなのか。これは私は大きな政策金融としてのポイントだと思つてゐるんです。

そう考へてきたときに、今回の法改正というのは一体どこに主眼があるのかということが、まだ完全に私は理解できないんです。そういう意味で、この質的補完というものの展望というのか、もう一度大臣の、これからの出口、入り口のことも含めた大所高所に立つた展望というものを聞かせていただきたいんです。

○政府委員(吉田正輝君) 大臣のお答えになる前でございますけれども、質的補完につきましては、例えばただいま御議論がございましたように金利補完とか量的補完という面もございまして、けれども、政府金融機関の役割といたしましては、やはり補完には、例えばリスクの高いもの、あるいは収益性の観点等から、しかも政策ニーズとして高い分野、これは時代時代ごとに変遷するわけでございますけれども、そこに融資ないしは出資することによって民間を誘導し、その後収益性を得たときにはそこから手を引くというふうな形での誘導機能などは、かなり重視すべき質的分野であらうかというふうに考えられるわけでございます。

そこで、今度の場合におきまして、例えば開銀について申し上げますと、現在の金融自由化の進展あるいは民間活力活用というふうな分野におきまして、民間ではなかなか進出できない分野についてまず誘導的な役割を果たす、あるいは、誘い水という言葉がよろしいかどうかわかりませんが、けれども、そういうような役割で経済社会の新しいニーズにこたえるという意味での機能整備の面があるわけでございます。

開銀について申し上げますと、まず民間金融に

よつては適切な対応が困難な技術開発、それから都市開発、エネルギー等の分野において、民間活力を最大限に活用するために開銀の補完並に誘導機能を整備するという観点から出資機能の整備を行うという事は、これは民間の金融に対する補完という政策金融の基本に徹しつつニーズにこたえるという意味での質的な意味で重要であるといふふうに考えられますし、輸送につきましても、新たに保証機能などを付することによりまして民間の海外融資ないしは出資等につきまして補完的あるいは誘導的役割を果たすという意味で、質的転換と御説明しているわけでございます。

○鈴木和美君 大臣にお答えいただく前に理財局長にもうちょっとお尋ねしますけれども、今は銀行の方の点をお聞きしたんですが、新聞でこれは見させてもらったんですが、財投研究会というのを私的につくりになるそうなんですが、つくつていられるか。財投研究会というのは、どういう目的で、何のために、どういう環境があるからつくつてになるのか、その辺のところを聞かせていただけないか。

○政府委員(宮本保孝君) ただいままでの御議論をお聞きしておりますが、先生御指摘のようないろんな財投を取り巻く環境の変化があるわけでございまして、私もそういったことも、そういうふうな財投を取り巻く環境の変化、金融の自由化であるとかあるいは企業側におきまして資金需要の変化であるとか、いろいろな変化があるわけでございまして、それを受けまして財投全般のあり方につきましても幅広い勉強を行いたいということでございます。私もただで対応いたしますよりは、いろいろな学識経験者の御意見をちょうだいしながら財投計画というものを策定していく必要があるのではないかと。若手、中堅の学者十二人ほどお集まりいただきまして、これは一々実は参上して御意見をちょうだいするといふ手もあるわけでございまして、それでは非効率でございますので、とりあえず私どもの勉強会

というものを開きまして、そこにお集まりいただきまして自由な御議論をいただくということで、その御議論の中から私も利用、参酌させていただく点があればそれを参酌させていただいて適正な財投計画を組みたい、こういう意図のもとに研究会を発足させたわけでございます。

したがって、あくまでもフリーディスカッションの場であるわけでございまして、一般の調査会とか審議会とか、御答申をいただくとか御意見をいただくとか、そういうような性格のものではないわけでございまして、私どもの勉強会、私どもの仕事に御協力をいただきたいといふような意味の会でございます。

○鈴木和美君 それは何回かの議論のあれも見ていますからわかるんですが、私の聞いているのは、理財局長、そういう勉強会をやらないでやならぬという客観的な条件ですね、それをちょっとしやべつてもらえないんですか。

○政府委員(宮本保孝君) まず金の、原資面の問題があらうかと思ひます。先ほど来御指摘もあるわけでございしますが、郵便貯金であるとか、あるいは厚生年金、国民年金等の原資が今後どうなっていくのか。基本的には、低成長の中で郵便貯金の伸びは鈍ってくるだろう。それから年金につきましても、積み上がるだけじゃございせんので、最近では受給者がふえておりますのでやはり支払いがふえるわけでございまして、その積立金の増加額がふえなくなってくるというふうな面もあるわけでございまして、そういうふうな面で原資的にはだんだん縮小していくだろう。

それからもう一つは運用の面でございしますが、先ほど来お話がございましたように、資金の需要の実態が非常に変わってきておる。財投計画といふのは、国の信用制度を通じて集められし有償の資金を、国と地方と財投機関、この三つにバランスよく配分していくというのが我々の役目でございます。それで、それぞれの部門の資金需要の実態というのは非常に変わってきてつづつあるわけでございまして。最近では国の資金不足が非常に

強くなつてきております。それから地方等におきましても、今回の補助金の問題等もございまして、やはり引き続き資金需要が強い。一方、財投機関につきましては、高度成長期に比べますれば総体的には資金需要が鈍ってきておまして、その辺のところも、一体今後国と地方と財投機関の資金需要はどうなるのだろうかというふうな見通しをございまして。そのような問題についても御意見を賜りたい。

それから、その資金調達のコストの面でございます。金利の自由化が進みますと、基本的には、先ほど来御議論がございましたけれども競争が進むわけでございまして。したがって、資金を運用する方ではだんだん下がってきまして、資金を調達する場合にはこれはまた今度預金金利といひますか、上がる可能性がある、そしてそれぞれの財投機関の利ざやが非常に縮まってくるというふうなこともございまして、金利が運用が下がり調達が上がってくる、そういうふうな状況のもとで政策金融というのはどういうふうなあり方であるべきなのか。それからもう一つは、今申し上げました個々の財投機関の収支問題、こういうふうな問題等も絡めましていろいろの問題があるわけでございまして、この辺についての率直な御意見をちょうだいしたいというふうな研究会でございます。

○鈴木和美君 せっかくですから、理財局長にも一つお尋ねしますが、先般の朝日新聞ですが、郵貯の預託金利の話で市場連動制を求めるといふんですか、今のままの状態でおつたのでは、財投そのものというか政府系金融機関が存続していくのにとっても大変ですわね。そういうことで「市場連動を求めろ」というような見出しが入ったんですが、それは、もう一度ここで、どういう見解なのか。

そのときに、郵政省、厚生省と話を進めていきたいというふうなことも書いてありますね。しかし郵政省の方の見解というの、ここで改めてもう言わないほど、自主運用をやらせてくれという

ことだつて現にあるわけですね。片方自由化が進んで連動制であるならば、郵貯についても自主運用をさせてくれというふうなことで、これはかたい意思として前からあるわけですね。そのために郵政省と大蔵省が年がら年じゅうけんかしているわけでしょう。そういうような問題がこれからどういふふうに進んでいくのか、その辺も見解を聞かせていただけないか。

○政府委員(宮本保孝君) まず預託金利の問題でございますが、預託金利は一方で預金者であるとかあるいは年金の積立者の利益を考えなくちゃいけません。他方で、政府関係金融機関の貸し付けあるいは道路公団等事業実施機関の資金コスト等を考えなくちゃなりません。いわゆる公共サービスを享受する国民の利益というのとも考えなくちゃいけないわけでございまして。要するに、預託者の利益とこちらからサービスを提供する際の利益の享受、この両方考えなくちゃいけないわけでございまして。現在は、各種の金利体系の中で長期プライムレートとそれから預貯金金利等の間の適正な水準、双方を勘案して適正な水準に決めておるわけでございまして。ただ、時期的には郵貯の金利の改定の際に改定してきたというふうな経緯がございまして。

実は、従来は金利というのは大体一つが動きますと全部連動して体系的に動いたわけで、郵貯が動きますと長ブラも動く、逆に長ブラが動けば郵貯も動くというふうな金融情勢であったわけでございまして、最近では国債金利の市場実勢化の進展のもとで、先ほど来お話しをいたしますけれども、金融緩和の状況のもとで長期の金利の方が自由に変動し始めまして、特に金融緩和の状態でございましてからそれが低下してきているというふうな状況があるわけでございまして。ところが、一方預貯金金利の方は、円相場等の問題もございまして公定歩合の変更がほとんど行われなくなつてきておりまして、そのために預貯金金利も変動してございせん。これは預貯金金利がまだ自由化されていない規制金利でございますので、公定歩合の変動に連

動して動くというふうな慣行が今なお続いているためにそういうことになっているわけでございます。したがって、長期金利の方が下がってきいております。郵貯の方が下がらないということもあるものでございます。政府系金融機関の基準貸出金利とそれから預託金利との利差が非常に圧縮されてきているというふうな状況になってきております。現在では一応〇・六％しかない。これは〇・九とか一・〇ないとなかなか採算が合わないと言われておりますが、〇・六になってきているわけでございます。

それからもう一つは、資金運用部自体が国債を消化しているわけでございます。実はこの運用部が預かります預託金利、七・一％でございます。が、今国債金利は表面で六・八でございまして、運用部が国債を持ちますと逆ざやになるというふうな状況が出ております。したがって、どうしても今過渡的な状況、預託金利が規制されておりました長期金利が自由化されておる、こういう段階でございますので、預託金利あるいは財政金利はある意味では長期金利体系の一環として考えられるべき面も持っておる、そういう性格も持っているわけでございます。

そういうこともございまして、とりあえず預託金利の方を長期の自由化されている金利に合わせて変動してもらわないといびつな状況が出てきてしまうというふうなこともございまして、とりあえず、預貯金利は動かないけれども、そういう状態のもとで預託金利の方をできるだけ実勢に合わせた金利にしてもらえないだろうかというふうな考えのもとに、預託者側である郵政省または厚生省と話し合いをしていかなくちゃいけないのじゃないかということ、話し合いを始めた、こういうふうなことを考えております。

それからもう一つ、一番目の御質問でございますが、金融が自由化されました、やはり先ほど来申し上げておりますように、運用部のお金といえますのは国の信用制度を通じて集められる資金でございますので、これはやっぱり先ほど来申し

上げております、この資金を公共的に使用するということも非常に大きな役割でございます。そのために財政金融当局であるところの大蔵省が一括してこれをまとめまして、そして先ほど来申し上げておりますように国と地方とを以て財投機関、この三つに大所高所に立った上で適正なバランスをとった資金配分をしていく必要があるというところでございまして、やはりそういう役割は、今申し上げました公的資金の性格からいって、金融の自由化が進みましてもこれはやっぱり堅持されるべきじゃないだろうか。これは臨調の答申にもそういうことが言われておるわけでございます。やはり統合運用の実はこれは堅持したい。ただ、郵政の方の会計のこともございまして、この預託金利につきましても決め方でございます。これはやっぱりまた年金の金についてもございまして、郵貯の会計あるいは年金の方の会計、そういうものにも十分配慮しながら預託金利を決めていくべきじゃないか、そういうふうに考えております。

○鈴木和美君　せっかくですから開発銀行総裁に一言お尋ねしたいんですが、今議論してきたように、民間金融の方は長期プライムレートがだんだん形骸化していくというふうな状況の中で、政府系の金融機関は、それを全面的に民間が崩すというんら別ですけれども、現にあるわけですね、ですからどうしてもそのことを見ながら横ばいで貸し出しということになります。勢い、貸出先にしても、経営にしても、運用にしても、私は大変な時代にきているんだなということを感ずるんですが、預かっておられる総裁としてはこの問題についてはどう御見解をお持ちですか。

○参考人(吉瀬雄蔵君)　確かに、御指摘のようにプライムレートの形骸化というのは若干進行していると思えます。ただ、委員御承知のように開発銀行は基準金利は現在七・七でございまして、先ほど来も、特利体系というのがございまして、先ほど来御説明がありましたとおり、これはエネルギー・特

会から補給を受ける金利で例外でございしますが、最低の特利が七・一、最高が七・六五というぐあいに分界してやっております。したがって、開発銀行の貸付金の今の利回りが大体五十九年度は七・三五というふうなことでございまして、やはりそういう特利の展開を通じて弾力的な運用をしております。

ただ、基準金利という制度は十分でございます。相当部分の金利が基準金利で行われていくこともまた事実でございますけれども、私もやはり御指摘の市中金利の実態と、それからもう一つは、やはり開発銀行は原資の大宗を、約七割を運用部から借りておまして、一割が外債、二割が自己資金というふうなことで資金構成もございまして、開発銀行は一面におきましてやはりふさわしいような効率を上げまして一定の収益を上げなければいかぬ、そういうような制約もございまして、その両面を勘案いたしまして、健全でかつ民間のニーズに應ずるような金利で運用していきたい、こう思っております次第でございます。

○鈴木和美君　大臣、持ち時間がわずかなもので、今議論した中を私流に総括してみますと、政策金融というものをめぐって大変曲がり角にきているというところは否定できないと思うんですね、出口も入り口も含めまして。それで、政策金融を根本的に見直した方がいいというふうな意見、つまり資金がだぶついているというふうな状況、だから政策金融を行う土壌が全く変化しているんじゃないかというふうなこと、それから先ほども申し上げましたように、民間金融の体質が強化されてきたから余り政府系の金融機関が出るとやっぱり業域を圧迫するというふうな問題点が指摘されているわけですね。それから、金融の自由化が進めば進むほど資金調達のコスト、貸出金利、逆ざや、そういうことが必ず問題になって、財投バンクですわね。そういうふうな状況と、それから今の、お話が出たように郵貯の伸び悩みというものがこれ現実にあるわけですね。それで、民間の金融機関もいろんな商品を出していい

すから、郵便貯金の定額の価値感というものが下がってきている。大臣、減税をちっともやってくれないから、景気も悪いから、なかなかそっちの方に金が回らないというふうなことなどからして、政策金融そのものを根本的にもう見直さなきゃだめじゃないかという意見が私は相当あると思うんです。片や政策金融というものは、つまり政策達成の手段というものは税でやるか補助金でやるか政策金融でやるかしかないんですから、そういう面から見ると、財政再建期間中は政策金融をやった方がいい、相変わらずその方がいいんだというふうな論もうかがえるわけですね。

さて、そういう状況の中でこれから大臣として、六十一年度予算編成も間もなく控えて、国会が終わったら私は大変なことだと思っております。それで時々新聞で見るのは、大蔵省というのは局があつて省がないと書かれています、理財局長一番張り切っているところな新聞にも書かれています。だから、大蔵省というものがもう少し総合金融政策についてしっかりしたものを持たないと、それだけがパート、パートで研究会を開いてもらうのはいいと思うんですけども、ただ研究会で華々しくやってみたらどうにもならないんですから、そういうことを考えて、この政策金融の展望について大臣の見解を一言聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君)　昔、といいますか、物の本で読んだことがありますが、一九四五年に戦争が終わって、四〇年代における政府の経済政策というのは何かあったかといったら、二つあると思うんです。一つは新円発行、モラトリアム、一つは復興金融公庫。なるほど、あのころのことを想起してみますと、本当に復興金融公庫なんというのはいまに政策そのものの金融機関であつた。それから次の時代がどうなっていくかといひますと、やっぱり輸出競争力、国際競争力をつけようというところ、もう一つは地域開発。そこで開発銀行なんかで、当時体制金融と言われた、今で見ればむしろ経済摩擦の種になるような自動車部

問はたびたびございました。ニュアンスで申し上げると、どちらかといえば大蔵委員会の方は、いわゆる国民共有の財産であるから国民共有の借金である財政再建の方へ使おうという雰囲気が多くて、どちらかといえば通信委員会の方は、いわば電電公社の労使が協調して今日のこの実績を上げてきたから、言ってみれば会社のために、あるいはさらに先端技術等の開発のためにも必要な点にしたい。ニュアンスで言えば、そういう発想の原点が多少違っておったような認識を受けながらおりました。

私は、終始一貫、国民共有の財産でございますから、いろいろなことを考えて一番いいように使います、こういう趣旨の答弁をしておりましたが、そこで附帯決議等をちょうだいいたしましたので、それで結局これが一番最高であろうというので、売っていいのは国債整理基金、売っちゃならぬのは産投会計、産投会計というのまた問題がございまして、あれは最初はガリオア・エロアから変化したものでございまして、随分、政府関係金融機関の変化と同じように経済社会のニーズがずつと変化をいたしておりますが、そうしたものに使われたがよろうというので今度の国会でその法律をお願いしております。その法律を審議するに当たっては、どちらかといえば大蔵大臣は財政再建みたいなニュアンスの答えをしておたし、郵政大臣はどちらかといえば電気通信そのものというようなニュアンスの答えであつたが、附帯決議等いろいろあつたが結論としてこのようにいたしましたというのを御説明申し上げておるわけでありませう。

したがって、それは拙速じゃなかったかという御議論もちょうだいしておりますが、ぎりぎり予算編成の段階で各方面の意見を聞いて決めた、こういうことになっておるわけでありませう。

私もこの間、鈴木さんのたばこそれから電電、NTTの株券をちょうだいしまして、本当にたつた四枚でございましたが全部で八千八百億円。それは日本政府が株主でございませうけれど

も、書いてあるのは大蔵大臣と書いてあります。株主総会に出てみたら、株主はたった一人でございませうから、ただいまから株主総会を開きます、御異議ありませんか、はい、というふうな、生まれて初めて経験させていたいただきました。あれが四枚になったという経緯から見ますと、現状ではあれが一番適切ではなかったかというふうな感じ方でもつて、今日これからでございますけれども、財産法と一緒に御審議していただくという筋にならうかと思っております。

○鈴木和美君 大臣、何かあるそうですから、どうぞ。

私の持ち時間はあと三分ぐらいでございますが、先ほどの銀行局長からの話、私どもとしては、今大臣からそういう答弁をいただきましたが、いろいろな政治的な問題も絡んで処理した経過がございまして、基盤技術研究促進センターというものに出資をするということについては、どうも賛成しかねるところです。

なおかつ、私は、政府金融機関がこういうリスクの大きいところまで本当に手を出していいのかということについても、これはもうちょっと考える余地があるのかなと思つておる次第でございます。

一番最後ですが、せっかく輸銀総裁もおいでになつておまして大変申しわけなくて、一つの項目だけ見解を聞いておきたいと思つておる。

輸銀には大変失礼な話になるかもしれませんが、輸銀には大変失礼な話になるかもしれませんが、輸銀の業務範囲でも、金融の自由化とか民間活力を活用するというような必要性から考えますと、輸銀の業務範囲について、輸銀金融あるいは海外事業金融といった分野よりも直接借款などの経済協力の方に重点を置いていった方がいいというふうな意見がございまして、むしろ輸銀よりも緩い条件で開発途上国への融資を行っている海外経済協力基金というふうなものとの一体化したかどうかというふうな意見などもあつたのでございませう。

これに対しての総裁の見解はどんなことであるのか、お伺いして私の質問を終わりたいと思つておる。

○参考人(大倉真隆君) 大変たいまの御質問、いろいろな要素を含んでおりますのですが、一つ、海外経済協力基金と私どもの仕事の分担でございませうけれども、これは御承知のとおり海外経済協力基金は、主として狭い意味での経済援助を担当いたしております。したがって、貸付条件も、通常の市中金利では全く考えられないいわゆるソフトな条件で長期間の金融をいたす。私どもの銀行は、通常の市中条件あるいは一部若干それよりも質的に優位な条件で、我が国の現在置かれております状況に十分適応しながら、先進工業国との間ではいわゆる産業協力、先方の国におきまして雇用の増加というように役に立ちますように海外投資を、私どもができる支援をいたしたい。

時間がなくて恐縮でございますが、例えばアメリカに自動車工業が出ていくとか、フランスでゴム工業の工場を日本の企業が買い取つて経営するとか、いずれも先方も歓迎しておるわけでございますから、そういうことを考えてやつてまいらう。

また、開発途上国に対しては、それぞれ現地で、日本からの投資をぜひしてほしい、それに伴つて日本の経営及び技術のノウハウを移転してほしいという要望が非常に強いのは御承知のとおりでございます。そういう分野で今後とも必要な支援をしてまいりたい。ただ、その場合の条件は通常の市中条件とほとんど変わりません。特定のものにつきますと、若干市中金融よりも有利な条件を付しまして、それを呼び水として市中と一緒に必要な金融をつけてまいりたい。

そういうやり方で、今後とも、国全体として必要な政策に私どもの活動が役立つようにやつてまいりたい、そう思つております。

御質問に全部お答えできているかどうかかわりませうけれども、とりあえずそういうお答えをさせていただきます。と思つておる。

○委員長(藤井裕久君) この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、赤桐操君が委員を辞任され、その補欠として野田哲君が選任されました。

○竹田四郎君 大臣がいまさんから、細かい事柄について質問してみたいと思つておる。

政府の印紙収入の中で登記関係の収入部分、これは当然登録税も入ってくるだろうと思つておるけれども、どのくらいの金額になるんですか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 印紙収入という形では実は把握できておりませんが、私どもの方で登記に関する登録免許税並びに手数料としての統計をとりました金額はほぼそれと同じ程度の金額が印紙収入の中での内訳ということになるかと思つておるが、その金額で申し上げますと、昭和五十八年度におきまして五千七百三十三億一千三百万円ということになっております。

○竹田四郎君 これは一般会計から、これ九カ月分ですが、三百七億特別会計に繰り入れますね。この三百七億の数字の細かいことを、どういふ数字が幾らでどういふ数字が幾らでどういふ数字の細かい数字のことをちょっと言つていただかせんか。

○政府委員(枇杷田泰助君) この特別会計の一般会計からの繰入額はたゞいまお話しございましたように三百七億円でございませうけれども、これはまず登記事務に必要な経費全体を五百五十五億、端数を切り上げますと五百五十六億になります。が、そういう金額として計上されまして、その中から手数料として上る金額、その見込み額を差し引いた金額が三百七億円になるわけでございます。したがって、収支差額が出てまいりました数字でございますので、その内訳ということとは明確に申し上げられる性質のものではございませうけれども、ただ大ざっぱに申し上げますと、事務経費、物件費的に申し上げますと、手数料見合いの方の情報処理関係の経費以外のところが一般会計からの繰り入れ分に相当するであらうというこ

どが一応言えるかと思ひます。その金額が十六億でございます。残りが、登記全体の中での管理運営経費という中に入つておるということに相なうかと思ひます。そういう関係で申しますと、三百七億から十六億余りを引いた約二百九十億ちよつと超える金額が、管理運営経費として一般会計から繰り入れるというふうなことが、逆算的には言えようかと思ひます。

○竹田四郎君 そうしますと、今の数字の中で登録免許税といわれて今後入る金額というのは、さつきの、これは五十八年度ですが、五千七百十三億のうちのどのくらいになるんですか、五十八年度に直すと。

○政府委員(批杷田泰助君) これは三百七億円と申しますのは、ことしと申しますか、昭和六十年度におきましては、七月からの九カ月の特別会計における数字でございます。ですから、単純に九一年の経費との比較は困難かと思ひますけれども、概算的に申し上げますと、大体何と申しますと、五千七百億分の三百億でございますので、それが九カ月でございますので、それをならして申し上げますと約一割見当というふうな形になるかと思ひます。

○竹田四郎君 一割見当があれですか、登録免許税分という意味ですか。そうじゃないんですし。

○政府委員(批杷田泰助君) ちょっと御質問に合わないお答えをしたかと思ひますが、正確に申し上げますと、昭和五十八年度におきまして、先ほど申しました五千七百十三億円と申しますのは、登録免許税と手数料との合計額でございます。登録免許税だけで申しますと四千八百二十九億円でございまして、それに対して、平年度に直しますと一般会計からの繰入額が約五百億近くになるかと思ひますので、そういう意味で一割見当になろうかというふうに申し上げた次第でございます。

れ分の方が手数料収入より多いようですね。しかも、この一般会計から入れるのは何かというところ、全体の経費から手数料収入を引いた残りだ、こういう極めて大ざっぱな数字ですね。もともと特別会計に理由というものは、コストを明確にするとか、収益を明確にするとか、一般会計ではないような、民間の会計によるような、収支計算をはつきりするものという意味で、特別会計というのは導入されるはずですよ。それが、今のようなどんぶり勘定で、これが特別会計でございますという形に入れて、それが本当の登記会計を合理化していく、そういうものに果たしてなり得るんですか。私はここに非常に疑問があるんです。ですから、将来は恐らくこうしたもの、人件費も含めて、そしてこれが収支相償うかどうか、こういうことを見ていくべきだと思ひます。それがこういう形でどんぶり勘定で計算されていくということは、私は理解に苦しむんです。当然この三百七億は、これこれ、例えば人件費分は幾らだ、手数料分は幾らだという形で、明確に積算をした上でこういうふうな形にすべきじゃないですか。

私はこの辺がよくわからぬのですが、これは大蔵省はどうなんですか、こういう大ざっぱなものではないんですか、特別会計をやるのに。私はこれは臨調の趣旨と相反すると思ひます。こういう大ざっぱなものを合せて特別会計でございまして、どこに一体特別会計の実際のメリットというものがあつたんですか。よくわからぬのですよ。

○政府委員(保田博君) 特別会計を設置することとしたメリットということの御質問でございますが、我々としては四つばかりあるかと思ひます。

まず第一点は、登記関係の手数料収入が登記関係の事務のコンピュータ化に要する費用に充当されるという、収入と支出との対応関係が明確になるというのがまず第一点でございます。それから第二点は、特別会計になりますと、その一年間の収支の結果生じた剰余金というものを翌年度に

繰り入れるということが可能になります。したがいまして、手数料収入というものを長期的、安定的にその水準を設定することが可能になるというのが第二点でございます。それから、今年度の予算においては計上いたしておりませんけれども、施設費の財源に充てるというふうなことのために長期借入金に計上するということも、特別会計に設けることによりまして可能になるというところが第三点。それから第四点と申しますと、予算総則に弾力条項を設けるといふことによりまして、歳入が予算を上回つて上がるというふうな場合には、事務費の増加を図るということも可能になるのではないかと、こういうふうなことを特別会計創設のメリットというふうに考えておるわけでありま

す。先ほど来法務省の方からお答えをいたしておりますが、登記という事務の中には、先生御承知おきのうちに、権利の設定あるいは移転といったようなことにかかわるいわゆる登記の審査事務というものと、それから登記簿の謄本、抄本を交付する、あるいは閲覧をしていただくといったような、いわば登記に関する情報管理といった仕事に大別できるのではないかと申すのであります。この二つの仕事というのは非常に密接不可分の関係にあるわけでございますので、この事務にかかわる収入と支出というものを分けて、一般会計と特別会計とに分けて計上するということは、非常に難しい問題を生じますので、一括して特別会計に持つてきたということでございまして。

そして、その歳入につきましては、先ほど来法務省が御答弁いたしましたように、登記情報管理事務にかかわる部分は手数料にこれを期待する、その残余、結果として生じた歳入の不足額といひますか、歳入が歳出に足りない部分は、一般会計の繰り入れによるということにしたわけでございます。もちろんその歳出、歳入の中に占めまする特定財源の割合は高い方が特別会計設置の理由として御説明しやすいわけでございますが、歳出が区分したいといった点についてやむを得ない措置ではないかと思ひます。

い措置ではないかと思ひます。なお、特別会計の中で一般会計からの繰り入れが非常に大きい例としましては国立学校特別会計がございまして、国立学校特別会計の場合にはいおぼ一般会計がその歳入の三分の二、一般会計からの繰り入れが全体の三分の二を占めていふという例もございまして、御理解を得たいというふうなことを考えております。

○竹田四郎君 聞いていて、大変苦しい説明をなさつていらっしゃる気がするわけですが、これでいきますと、その手数料というのは結局、謄抄本あるいは閲覧の手数料なわけではなう。登記事務そのものというのにもこれ事務はあるわけではなう。その事務というのは一体どのくらいかかるものかというところは、大ざっぱで、全然明確でないわけですか。その辺も明確にすべきじゃないですか。その辺を明確にしないと、人数からいきますと、この法務省で書いてあるものからいきますと、大ざっぱに言ひまして、全体で現員が九千七百名ぐらいですか、その中で抄本関係の乙号事件の人数というのは四千七百人と書いてあるわけですか。すると五千と申すのは登記事務です、これに当たつてはいるわけですか。そうすると、五千人の人の事務手数料が一体どうなるのかというところが明確にならなければ、このコンピュータを入れて一体どれだけ具体的に登記事務が合理化されたか、抄本とか謄本の方はわかりま

すよ、わからないでしよう。しかもこつちの方が、人数的に見れば多いわけではなう。いずれの仕事にしても、どつちかという人間の仕事の手間が多いわけですね。紙とか鉛筆とか判とか、そういう消耗品の費用というのはこれは幾らもないと思ひます。電気、光熱費にしても幾らもないと思ひます。大体は人件費を中心とした事務費になると思ひます。その辺を明らかにしなければ、将来どうなるかということとはわからぬじゃないですか。

これは法務省にお聞きしますが、四千七百人の乙号の方は十年後には千五百人ぐらいになつちや

う、こう書いてありますね。あとの登記事務の方は、今のところは五千人ぐらいですが、これはどのぐらいになるんですか。

○政府委員(批田田助君) 乙号以外の職員は実はもう少しおられるわけですが、乙号で四千五百人と申しますのはいわば定員職員外の職員の数も入れておられますので、そういう数も入っておりますので、一概にその差がいわゆる審査業務に従事している職員ということにはなりませんけれども、ただいま御質問の趣旨の、コンピュータが導入される結果乙号以外の職員についてはどうなるかということについて申し上げますと、これはコンピュータ化の効果と申しますが非常に顕著にあらわれますのが乙号事務でございます。甲号事務の方にも若干の好影響はありますが、それほどの何といえますか、減員効果が大幅に期待できるという要素はないと考えております。ただ、全体として一環としての作業でございます。また、私は好影響はあるだろうと思っております。それから多くの減員効果というものは一般の審査事務の方についてはないのか。これからの逐次伸びていきます事件増というもののどの対処するかという問題がむしろあるぐらいではないかというふうに、私もどもとしては考えております。

○竹田四郎君 そうすると、甲号の方は全然人は減らない、むしろふえる、甲号事務の方に従事する人はむしろふえる、こう見てよろしゅうございませうか。

○政府委員(批田田助君) ふえると申しますのはこれからの事件の伸びぐあいの問題でございますので、これは非常に不確定なことでございますけれども、コンピュータ化によりまして審査事務の方、甲号事件と普通言っておりますが、そういう事務につきましては私は減るといふ要素はそれほど多く期待できないのじゃないかという考え方を持っております。

○竹田四郎君 そうすると、結局はコンピュータ化によって合理化される、人が減るのは勝手本

と聞いただけ、ほかには効果ない、こういうことですか。

○政府委員(批田田助君) 人員の関係から申しますと大体そういうことになるかと思っておりますけれども、実はその効果というので一番私どもがコンピュータ化によって考えておりますのは、申請人に対する関係をよくしたいということを中心でございます。申請人、現在の状況でございます。勝本をとりにおいでになる、あるいは登記簿を閲覧したいといっておいでになる方が、二時間も三時間も窓口にお待ちをいただくを得ない状況になっております。そういう状況を解消したいということがまず第一番目でございます。そういう解消する手だてとして、増員で賄うということとはこれは至難なことである。それから、従来の通常の複写機であるとかそういうような機械器具を導入するのについては、もう限度が来ているというふうなことがございます。そういう意味で、コンピュータ化によって非常にお待ちいただくというふうなことがなくなり、しかも鮮明な謄抄本を出し出すことができるということでございます。

それから、特別会計の関係で申しますと、コンピュータのほかに、先ほど来話が出ておりますように施設の改善というものが余計に図られるようになるであろう。そうすることによって現在待合室で一時間も二時間も立ったままお待ちいただくというふうな状況も解消できるというふうなこともあわせまして、登記事務全般を申請人の方非常に便利に利用しやすく御不便をかけない状態にしたいというところが一番のねらいでございます。それに伴いまして、乙号関係については職員の数も減らすことが期待できるだろう。その減らす職員もまた、従来若干手抜きと申すと語弊がございませうけれども、事務の粗雑化を来しておつたものの解消にも使うことができるだろう。そういうことで、内容的にも充実した登記事務が行えるようになるというものを総合的に考えて、コンピュータというものがぜひ必要だという考え方を

になった次第でございます。

○竹田四郎君 そうしますと、乙号関係と機械と設備ですか、そのものをだけを特別会計にすればいいじゃないですか。その方が明らかに、むしろ特別会計としての役割がはっきりするし、その効果というものが実にはつきりするんじゃないですか。登記事務の方は、いろいろなことをお聞きしてもよくわからないわけですが、どのぐらいかかってどういうふうになっているのかよくわからないわけですが、これについては今までと同じように普通の一般会計にしておく、そういうふうな分け方をしても少しもおかしくないじゃないですか。むしろその方が私どもにとっても国民にとってもわかりやすい、こういうことになりませんか。あえて登記事務までこの特会の中に組み入れたという理由がよくわからない、そこに何かのメリットはと認められない。先ほどの何か弾力性の問題なんというの、それは少しも関係ないわけですか。ね、金を借りる問題だって別に関係ないわけですから、むしろそういう方が私ははっきりすると思うんです。

大蔵大臣、僕はよくこれわからないんですが、どうして登記事務の甲号事件と乙号事件をひっきりめて一つの特別会計にしちやったんですか。幾らお話を聞いてもどうもよくわからぬ。むしろ分けた方がはつきりする。

○政府委員(批田田助君) 確かにおっしゃるような問題はありますけれども、実際の登記所の現状を見ますと、どこがいわば審査業務、どこが登記情報業務、先ほどの委員のお言葉をかりますと、甲号であるか乙号であるか、いわば甲乙つけがたいという面がございます。はつきりしたことで申し上げますと、全国に千二百四十九カ所の登記所が分散いたしておりますが、その中に百ぐらいの一人庁というのがございます。職員が一人しかいないわけですが、この職員がすべての事務をやっておるわけですが、これを乙を特別会計で甲を一般会計でということをやりますと、支出の経理区分というものが実際上不可能になります。

そういうようなことが一人庁の場合には典型的にわかるわけでございますけれども、そうでない庁におきまして、どこで支出のときに区分をするかということが非常に難しい問題でございます。そういう面で、支出の形からいいますと、登記事務はやっぱり一本で処理をしないとこれは動かないというのが実態としてございます。

そういう面がございまして、特別会計としては登記事務全般をその他の法務局の事務から区分をいたしまして、そして歳入としては手数料で、それだけで賄えない部分、すなわち実質的には甲号分ということになるかと思っておりますけれども、それは計算で済むことでございますのでそれを一般会計から繰り入れていただくということによって、有機的に動いておる登記所の支出がうまくいくようにという配慮から、このような甲乙あわせの登記事務全般の特別会計という形になったというふうに私どもは理解をいたしております。

○竹田四郎君 今、お一人でどっちをやっているかわけがわからぬというんですが、そういうところは当然、このお話の中にも統合するといふ話があるんですから、これから統合されていくんでしよう。片方でそういうコンピュータの端末をふやしていけばそんなものはできることで、そう、そう難しいことじゃないわけですよ。そういうふうに考えると、どうもあなたのおっしゃっていることは余りよく私にはわからぬのです。

それで、時間もありませんから具体的なことをちょっとお聞きするんですが、十何年かかって全部、今の登記所というんですか、それにいづれコンピュータを入れるわけですか。そうすると、その間は仕事が二重になるわけですね。一つはブックシステム、閲覧なんかもまだブックシステムでやるところもあるでしょう。入れる途中においては当然二重になると思われます。ですから、その中間では人数は相当ふえるんじゃないですか。これが第一点です。だから、今のじゃとても足りないだろうという感じがいたします。それから、将来そういうふうに十何年たつてす

べてがコンピュータ化されたという場合に、そのコンピュータの端末というのはいくつなり登記事務所に行かないとだめなんですか。それはもう当然、今司法書士という人がいるわけで、そういう事務所にそういう端末を持たなければいけない。もって簡単です。人がその辺は要らないわけですから。そして司法書士のところでボタンを押せば、ちゃんと閲覧もできるし、抄本も勝手も出てくるようになるんじゃないですか。そういうふうにするのもいいんじゃないでしょうか。それであつたらまた、コンピュータの本当の合理化の意味というのはいないんじゃないですか。その辺をちょっとお話しただきたいと思うんです。

○政府委員(批田泰助君) まず、第一点の中間期間におきます人手の問題でございしますけれども、このコンピュータ作業をいたします際には、現在の登記簿に書いておきます事項を全部磁気ディスクの方に記録がえをしなきゃならないという膨大な作業を必要といたします。それについての作業にどういふ人が要るかという問題と、それから、移しかえをしてから今度はいいよ、登記簿の方をやめにして、コンピュータの方だけ登記簿なんだというふうに切りかえていくその中間過程があるわけです。ですからその中間過程では、登記簿も法律上生きておるしそれからコンピュータの方にも記録がされておる。ですから、新しい事件が来たときにはその両方に記録していかなきゃならぬという状態になる、その二重手間が生ずるんじゃないかという問題と、二つあるわけでございます。

一、移行作業についての莫大な作業量があるというの、これは主に部外の、何といひますか、キーパンチをするという会社の方に委託をするとかいふふうなことで、定員職員の手がかけられないというふうなことで作業を進めるつもりでございます。ただ、最終的に登記簿に書いてあることが間違いなく磁気ディスクに入つたという事は、これは確認をしなければなりません。その確認については職員の手間がかかるわけでは

ございますけれども、これは、移行作業の進め方をあんまり一地域に集中しないようにいたしまして、そしてお互いの登記所の相互応援等とその点検作業は行うというふうなことで進めていきたいと思つております。

それから、中間の、いわば両方に入力をしなきゃいかぬという二重手間の問題でございしますが、これも現在パイロットシステムでやっております。板橋でも行つておりますけれども、一回コンピュータのキーをたたきますと、登記用紙の紙の方にワープロの作用で印字がされて、同時にそのことが磁気ディスクの方に記録される、一つの作業で二つのことができる、そういうワープロとコンピュータと結びつけた特殊な機械を開発して導入してやっております。そういう方式ではないかと二重手間という問題は解消するのではないかと。そのほか、やはり二つのものがありますと細かな面ではちよつと問題が生ずる面もありますけれども、また逆に楽になる面もありますので、全体としては、並行処理をしている関係についての人手の問題は、私は問題になることにはならぬと思つております。

それから、第二番目の、端末を司法書士の事務所等に据えつけてそこで情報を引き出せるというふうにするれば便利ではないかというお話でございします。

私もそういう点は便利だろうと思ひますけれども、この点につきましましては、そういうふうにするべきであるという御意見と、それは少し問題であるというふうな御意見とがいろいろあるわけでございます。これは実は、私どもの方に民事行政審議会という審議会がございしますが、そこらあたりにかけて十分御意見を伺いたいと思つております。これは、何と申しますか、一つには、登記に入力されております情報というのが国民の財産に非常に影響があるわけでございます。現在でも地面師がそういうところをねらつて登記簿の改ざん等をやるという事件が時々起きて、私も頭を痛めておるわけでございますが、これがコンピュータ

一犯罪的に潜り込まれてやられますと、大阪のどこかの大学で何かそういうことがあつたように聞いておりますけれども、そういうことがあつてはいけません。そうなりますと、いろいろなチェックのシステムは二重にも三重にもしなければなりませんけれども、直接に外部から本体の方に接触できるというのを少なく抑えたいと、インベードされるというふうな危険が高まるわけでございます。そういう面からしても、この端末を登記所外に置くということについては問題ではないかという考え方もあるわけでございます。

そういうことから、私は、技術的には端末を置きさえすればほとんど出ていくことは可能でございますが、したがっていくことは十分に技術的にも検討をし、そういう形で情報が出ていくことがいいのか悪いのか、時間がかかつて恐縮でございますけれども、一つにはプライバシーの問題もありましていろいろ議論があるわけでございます。慎重に審議会で議論を尽くしていただいた上で決定をいたしたいというふうに考えております。

○竹田四郎君 そういう御心配があるなら、私はここでびしと決めたいと思ひます。そういうふうな外部には出さない、登記所だけにどめる、そのかわり若干金がかかりますね、おたくの方の勘定からいくと余計金がかかる、メリツトが少なくなる。こういうことになると思ひますが、それだけ心配があるなら、合理性はそこでストップする、プライバシーを守る、権利を守るというところに、審議会にかけなくても私はそういうことを決めていいじゃないかと思ひます。その辺はもう少し法務省としてはつきりしてこれに臨んでほしいなあという気がしますが、なるべく早くはつきりしてほしい、こういうふうに思ひます。

それから臨時職員、今の話でもちよつと、いろいろインプットするのはかなりの専門家が要るだろうと思ひます。当分はその専門家によつてインプットしていくだろうと思ひますが、恐ら

くそういう人たちが将来はやっぱり登記所に残っちゃう、そういう心配は私はあるような気がするんです。今の登記所なんて忙しいから、今登記事務をやっているのにおまへさういふ勉強をしなやと言つたって、恐らくとてもそんな勉強をしなやといふんじゃないと思ひます。ある程度研修はしているでしよけれども、とてもそんな、そういう人材がそろつてからインプットするなんというふうな余裕は、今の登記所には私はないと思ひます。結局、将来、そういう人と入れかわつちゃうんじゃないですか。あるいは、その人たちは、例えば臨時職員というふうな形でこれからは、インプットする専門家ということで登記所の方で雇ひになる。そういうふうなことになる心配はないかというところが言われているわけですが、どうでしょう。

以上をお答えいただいて、最後に大蔵大臣に、去年私どもは特許特会というのをやりましたね。考えてみると、これは特許特会と似ているんですよ、そんな離れていないことじゃないんです。ただ、離れているのは、片一方は通産、片一方は法務省という役所のセクショナリズムでこれが離れているわけですが、私はむしろ特許特会と似た、一つの特許会にして、そして片一方は特許勘定、片一方は登記勘定というふうなことにしてもいいと思ひます。わざわざ一つの特別会計をつくる必要はないじゃないか。むしろこの辺で、臨調の精神はその辺を要求しているのじゃないかと思ひますけれども、そういうことがなぜできないのか。

その二つをお聞きして、終わりたいと思ひます。

○政府委員(批田泰助君) 先ほどのインプットの職員でございしますけれども、先ほど申しました大量の移行作業のためのインプット作業というのは、これは外部の会社か何かに任せてやるというふうなことを原則的に考えざるを得ないと思ひます。したがって、その職員が登記所の職員と入れかわるという事は、これは実際上あ

り得ないと思います。その後、並行処理期間中に今度は新しい事件が来ますと、先ほど申しましたように、登記用紙とコンピュータ、両方に入っていくようなキーをたたいて入力するわけでございます。これは普通の職員がタイプライターを打つのは少し違いますが、若手の講習を受けたければ十分にその作業ができるというふうに考えております。現に実験をやっておりますところでもそのようでございますので、普通の法務局の職員が一週間か十日ぐらいの講習を受け、また実技の練習をすればできるようになっていくだろうと思っております。そういう関係で職員が入れかわるというふうなことはないと思います。

なお、高度なシステムエンジニアとかあるいはプログラマーとかというふうなレベルの職員も若干名は必要になってまいりますけれども、これはそれほど大勢の人数ではございませんので、そういう技術を持つていらっしゃる方は採用したり、あるいは部内職員を長期間そういう学校に国内留学的な研修を受けさせるとかいうふうなことによって養成をしてみたいと思っております。ただいまおっしゃいましたような問題は生じないものと思っております。

○政府委員(保田博君) 今回御審議をいただいております登記特別会計と、それから昨年お認めをいただきました特許特別会計は、ともに事務処理体制をコンピュータ化によって合理化するという意味で、その創設の契機としましては全く相似たものを持つておるわけでございます。ただ、先生御承知のように、この両特別会計は、区分経理をいたします事務事業がやはり違うわけでございますし、その歳入も、片方は手数料であり片方は特許権という権利の設定といった特殊なものとの対価といったようなものも含んでおり、それから先生が御指摘のように、二つの事務を所管します省庁が異なるというたようなこともございまして、あえて一つの特別会計に統合するということがいたさなかつたわけでございます。理論的にそれでは不可能かと言われると、そう

ではないとは思いますが、従来といいますが、現在存在します三十八の特別会計も、似たような仕事を省庁が異なることにより、あるいは一つの省庁が行っている事務事業も幾つかの特別会計に分けてやっているといたような実態も考え合わせまして、二つの特別会計ということでお願いをしておるわけであります。

ただ、登記特別会計をお認めいただきまして、片一方であへん特別会計を廃止させていただいておられますので、特別会計の総数としては三十八で増減なしということで御理解を得たいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) 今保田次長からお答えしたとおりでございますが、去年、特許特会をお願いして、あれはいいことだと思いたしました。普通の場合、特別会計を認めるということは大蔵省も相当、臨調の精神もこれあり抵抗しますが、これがすなりと、むしろ大臣の私が何かクレームをつけるのじゃないかというぐらいに心配しながら私の方へ上がってまいりまして、結果としてはいいことであつたと思つております。したがって、ことしこの問題が出ましたときは、かねてから法務省の悲願であるというふうな話を私なりに聞いておりましたけれども、何だか似たようなものが出たなという感じが素直に私も持ちました。

ただ、大層あるいわゆる登記所の問題、私が観念的に感じましたのは、あの特許庁という一つの建物とそれから千何百のこれと、それが一緒になるといふようなところまでは私自身気がつかないたわけでありまして。しかし、私なりにやはり気になつておりましたのは、少なくともスクラップ・アンド・ビルドでないといふか。そして普通ならばその省から工夫して出していりますけれども、法務省にはかの特会をつぶすのはございませぬから、それで探した上にも探して、あるいはかなり陳情もしたのではないかと思つてございませぬけれども、厚生省のあへん特会がたまたま結果としてなくなりましたので数合わせはできた、しかし中身から言うとな新幹線と乳母車ぐらゐな違い

の中身の特会だなどという感じはしないでもございませぬでしたけれども、やつとその限りにおいてはあへん特会をつぶすことによつて整合性がとれたというふうに、そのとき私は理解したわけでありました。

○委員長(藤井裕久君) 三案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。午後三時五十分散会

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、大企業・大資産家優遇の不正税制は正等に關する請願(第四二七五号)(第四三二二二号)
- 一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願(第四三二五八号)
- 一、大企業・大資産家優遇の不正税制は正等に關する請願(第四三三三三号)(第四四六八八号)
- 一、毛皮製品に対する物品税の課税廃止に関する請願(第四五一九号)
- 一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願(第四五二四号)
- 一、増税・公共料金値上げによらない増税なき財政再建に関する請願(第四六一六号)
- 一、大企業・大資産家優遇の不正税制は正等に關する請願(第四六一七号)
- 一、毛皮製品に対する物品税の課税廃止に関する請願(第四六七五号)
- 一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願(第四六八〇号)(第四八二七号)(第四八六二二号)(第四九八七号)(第四九八八号)
- 一、大企業・大資産家優遇の不正税制は正等に關する請願(第五〇五二二号)
- 一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願(第五〇八〇号)(第五一五四号)
- 一、舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に関する請願(第五一九〇号)
- 一、大型間接税の導入反対・大幅所得税減税の

実施に関する請願(第五二二八号)

一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願(第五三二三号)

一、大企業・大資産家優遇の不正税制は正等に關する請願(第五四一〇号)(第五五二二二号)(第五五六七号)

一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願(第五五七五号)

第四二七五号 昭和六十年四月十二日受理
大企業・大資産家優遇の不正税制は正等に關する請願

請願者 滋賀県草津市野路町二、〇四九ノ二七 稲森善徳 外四千三百三十名
紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一五六八号と同じである。

第四三二二二号 昭和六十年四月十二日受理
大企業・大資産家優遇の不正税制は正等に關する請願

請願者 京都市北区大宮西野山町二五ノ一 二 大戸明美 外九百七名
紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一五六八号と同じである。

第四六一六号 昭和六十年四月十二日受理
重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願

請願者 福島県双葉郡浪江町目倉沢一八一ノ六 全国腎臓損傷者連合会福島県支部内 平岡伸君
紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五二二二号と同じである。

第五〇五二二号 昭和六十年四月十二日受理
大企業・大資産家優遇の不正税制は正等に關する請願(四通)

請願者 広島県三次市三次町一、五六五ノ

請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三三ノ

紹介議員 原文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第四九八八号 昭和六十年四月十七日受理
重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願
請願者 熊本県球磨郡多良木町黒肥地二、六三七 原田泉
紹介議員 田代由紀男君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五〇五二号 昭和六十年四月十八日受理
大企業・大資産家優遇の不正税制は正等に関する請願
請願者 京都府向日市寺戸町天狗塚一七向
日台一五ノ三〇七 大瀬昌巳 外
三千五百四十九名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一五六八号と同じである。

第五〇八〇号 昭和六十年四月十八日受理
重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願
請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七
六 千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五一五四号 昭和六十年四月十八日受理
重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願
請願者 鹿児島市武岡四ノ三四ノ一二 中
村弘美
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五一九〇号 昭和六十年四月十八日受理
舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃

に関する請願

請願者 北海道美唄市東六条北一丁目 小
山内由紀子 外二千三十七名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第五二二八号 昭和六十年四月十九日受理
大型間接税の導入反対・大幅所得税減税の実施に
関する請願
請願者 神戸市長田区東尻池町四ノ一ノ一
〇 加藤稔 外千六百八十四名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第一七三四号と同じである。

第五三二三号 昭和六十年四月十九日受理
重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願(二通)
請願者 北海道伊達市網代町四三 木村伊
吉 外一名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五四一〇号 昭和六十年四月十九日受理
大企業・大資産家優遇の不正税制は正等に関する請願(二通)
請願者 福島県いわき市好間町大利向山
野木清司 外六千五百五十四名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第一五六八号と同じである。

第五五二三号 昭和六十年四月二十日受理
大企業・大資産家優遇の不正税制は正等に関する請願(二通)
請願者 東京都荒川区南千住八ノ四ノ一
長根徳助 外九千二百三十一名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一五六八号と同じである。

第五五六七号 昭和六十年四月二十日受理
大企業・大資産家優遇の不正税制は正等に関する請願
請願者 福岡県大牟田市倉永四、〇七一
井上清司 外三千九百四十三名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一五六八号と同じである。

第五五七五号 昭和六十年四月二十日受理
重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願
請願者 山口県下関市幡生本町二〇ノ二二
森岡敬富
紹介議員 江島 淳君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
一、大企業・大資産家優遇の不正税制は正等に関する請願(第五六二六号)(第五六五五号)(第五六五六号)
一、大型間接税の導入反対・大幅減税等に関する請願(第五六七七号)
一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願(第五七〇五号)(第五七〇六号)

第五六二六号 昭和六十年四月二十二日受理
大企業・大資産家優遇の不正税制は正等に関する請願(二通)
請願者 岡山県吉備郡真備町岡田六五〇ノ
一 稲村智 外三千六百六十三名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第一五六八号と同じである。

第五六五五号 昭和六十年四月二十二日受理
大企業・大資産家優遇の不正税制は正等に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市高田町五ノ一ノ三〇
三 坂田省二 外一万六千九百九十四名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一五六八号と同じである。

第五六七七号 昭和六十年四月二十二日受理
大型間接税の導入反対・大幅減税等に関する請願
請願者 熊本県玉名市繁根木一七三ノ一
辻森之徳 外二千百十九名
紹介議員 近藤 忠孝君
建設労働者・職人・小零細建設業者とその家族は、住宅不況が続くなかで、不安定雇用、低賃金、低単価に苦しみ、その日の生活を維持するのが精いっぱいである。このうえ、大型間接税を導入すると、物価上昇の引金と経済の混乱、税を価格に転嫁することの難しい零細業者に大打撃、不公平の拡大、などをまねき、特に、金持にも貧しい者にも平等に税金がかかるため、金持ほど軽く、貧しい者は重くなり、不公平は拡大することになる。建設職人にとっては死活の問題である。大企業・大資産家への不公平な税制をただし、不要不急の歳出を削減すれば、大型間接税の導入を取りやめることができるし、大幅減税も実現できる。ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、大型間接税を、いかなる名目にしても導入しないこと。
二、課税最低限(人的控除)を大幅に引き上げ、大幅減税をすること。

三、零細事業主の勤勞の所得部分を給与として認め、あわせて家族労働者の給与を経費に認め、これを法制化すること。

四、大企業・大資産家優遇税制を廃止すること。

第五七〇五号 昭和六十年四月二十二日受理
重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願
請願者 宮崎市赤江一、二五九ノ六 田中 勇

紹介議員 上條 勝久君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五七〇六号 昭和六十年四月二十二日受理
重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一全国青 髓損傷者連合会山梨県支部内 北村晃一

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

五月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願(第五八一〇号)(第五八二一号)

一、大企業・大資産家優遇の不正税制是正等に関する請願(第五八八四号)

一、増税・公共料金値上げによらない増税なき財政再建に関する請願(第五八九〇号)

第五八二〇号 昭和六十年四月三十日受理
重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願
請願者 長野県須坂市小山二、〇一二 竹 前 殿

紹介議員 夏目 忠雄君

昭和六十年六月一日印刷

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五八二二号 昭和六十年四月三十日受理
重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願
請願者 愛知県豊橋市西口町西ノ口四五ノ 四三 小杉健次

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五八八四号 昭和六十年五月二日受理
大企業・大資産家優遇の不正税制是正等に関する請願
請願者 滋賀県長浜市神前町三ノ二五 寺 本松一 外四千五百三十五名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一五六八号と同じである。

第五八九〇号 昭和六十年五月二日受理
増税・公共料金値上げによらない増税なき財政再建に関する請願
請願者 栃木県安蘇郡葛生町朝日町一〇ノ 一三 伊藤綱四郎 外八十九名

紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第一二二二二号と同じである。

五月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願(第五九二二号)(第六〇〇八号)

第五九二二号 昭和六十年五月七日受理
重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願
請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮 下 数雄

紹介議員 安田 隆明君

昭和六十年六月三日発行

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第六〇〇八号 昭和六十年五月九日受理
重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願
請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ 四全国青髓損傷者連合会岡山県支部内 珍行美貴夫

紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第十二号中正誤

ページ	段行	誤	正
二	一	終わり	これにより
二	二	あるはは	あるいは

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C